

# 静岡大学静岡地区自動火災報知設備等点検業務仕様書

静岡大学財務施設部施設課

静岡大学  
財務施設部  
承認

令和7年6月作成  
静岡大学財務施設部施設課

# 保全業務特記仕様書

## I 業務概要

1. 業務名称 静岡大学静岡地区自動火災報知設備等点検業務
2. 業務場所
- 静岡市駿河区大谷 8 3 6 番地 (静岡大学大谷団地構内)
  - 静岡県静岡市駿河区小鹿 3 丁目 (静岡大学小鹿団地構内)
  - 静岡県静岡市葵区駿府町 1 番 (静岡大学駿府町団地構内)
  - 静岡県静岡市葵区大岩町 1 番 (静岡大学大岩団地構内)
  - 静岡県静岡市駿河区用宗字新川 (静岡大学用宗団地構内)
  - 静岡県静岡市清水区折戸 1 丁目20-12 (静岡大学三保宿舍団地構内)
  - 静岡県島田市中河町 169 (静岡大学島田団地構内)
  - 静岡県藤枝市仮宿 63 (静岡大学藤枝団地構内)
  - 静岡県榛原郡川根本町藤川972-1 (静岡大学中川根(1)団地構内)
  - 静岡県榛原郡川根本町藤川298-7 (静岡大学中川根(2)団地構内)
  - 静岡県伊豆市湯ヶ島町湯ヶ島字鉢窪2857-34 (静岡大学天城湯ヶ島団地構内)
3. 業務期間 令和7年 7月 22日から令和8年 3月31日まで

前期点検業務 (外観点検・機能点検・機器点検・総合点検)

令和7年 7月 22日から令和7年 9月30日まで

後期点検業務 (外観点検・機能点検・機器点検)

令和8年 1月 6日から令和8年 3月31日まで

特定建築物定期報告点検 (防火設備)

令和7年 7月 22日から令和7年11月29日まで

## 4. 業務仕様

この点検業務 (以下「業務」という。) の受注者は、静岡大学工事請負等契約細則に準じ、この特記仕様書、添付の数量の一覧表 (自火報7-1~7-7, ガス漏れ2-1~2-2, 放送2-1~2-2, 消火器5-1~5-5, 消火栓4-1~4-4, 誘導灯4-1~4-4, 避難4-1~4-4, 排煙4-1~4-4, 連結4-1~4-4, 非常電源1-1, 粉末消火1-1), 別図12-1~12-12、粉末消火別図(2-1~2-2)及び別冊に基づき次の業務を履行する。

## 5. 対象業務

業務内容	対象設備等	設備等概要
定期点検及び保守	防災設備	自動火災報知設備, ガス漏れ火災警報設備, 非常放送設備, 消火器具, 屋内消火栓設備, 屋外消火栓設備, 誘導灯, 誘導標識, 非常照明, 避難器具, 防火ダンパー, 防火扉, 防火シャッター, 排煙設備, 連結送水管, 非常電源, 粉末消火設備
特定建築物定期報告点検	防火設備	防火扉, 防火シャッター (耐火クロススクリーンを含む)

## 6. 特記仕様書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 表中の各欄に数字, 文字, 記号等を記入する事項については, 記入した事項のみ適用する。
- (3)       又は×印で抹消した事項は全て適用しない。
- (4) 特記された材料, 製品名等は, 特記されたもの又は同等以上のものを使用することとし, 同等以上のものを使用する場合は, 施設管理担当者の承諾を受ける。  
(施設管理担当者は、静岡大学財務施設部施設課電気管理係長とする)

## II 一般共通事項

### 1. 請負代金の支払い

この業務の受注者は、前期点検及び後期点検業務完了後に行う検査職員の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求できる。

請求書の提出先は、静岡大学財務施設部 施設課 総務契約担当とする。

請負代金の支払は、静岡大学財務施設部 財務課より、前期点検及び後期点検業務完了後\_2回\_に支払うものとする。ただし、第1回目支払いは前期点検業務分とし、第2回目支払いは後期点検業務・特定建築物定期報告点検分とする。

### 2. 受注者の負担の範囲

停電時の作業に使用する電力・用水は、受注者が準備し負担する。

本業務に関する資材及び運搬等に係る燃料は受注者の負担とする。

### 3. 貸与資料

-----  
-----

### 4. 業務責任者

業務対象施設に係わる業務責任者は、次の資格を有するものとする。

消防法第17条3の3による。

### 5. 業務条件

附属学校の点検は生徒のいない時間帯に行い、作業員を適切に配置する等安全管理・事故防止に努める。

定期点検および保守業務の実施日時は施設管理担当者と協議する。

### 6. 電気工作物の保安業務

-----  
-----

### 7. 環境衛生管理体制

-----  
-----

### 8. 業務担当者

業務対象施設に係わる業務担当者は、次の資格を有するものとする。

絶縁抵抗試験は、第2種電気工事士以上の資格を有する者

特定建築物定期点検（防火設備）は、防火設備検査員又は2級建築士以上の資格を有する者

### 9. 別契約の業務等

-----  
-----

### 10. 行事等への立会い

-----  
-----

11. 施設管理担当者の立会い

次の部屋へ入室する際は施設管理担当者の承諾を受ける。

R I 管理区域、電気室

12. 廃棄物の処理

発生材の処理は、次による。

~~(1) 引渡しを要するもの~~

1) 品名

2) 引渡し先

3) 集積場所

(2) 特別管理産業廃棄物

1) 品名 イオン式煙感知器

2) 引渡先 各製造業者

3) 集積場所

4) 集積方法

~~(3) 現場において再利用するもの~~

1) 品名

2) 使用場所

(4) 再生資源化するもの

1) 品名 ニッカド電池

(5) 関係法令により適切に処理するもの

1) 品名 感知器等の器具類

13. 居室等の利用

14. 共同施設の利用

15. 駐車場の利用

車両の入構が必要な場合は、事前に申請を行い入構許可を受けること。

16. 点検の省略

1) 点検することが危険な場所にあり、事前に施設管理担当者の承諾を得た場合。

2) 特定建築物定期報告点検（防火設備）の防火扉・防火シャッター（耐火クロスシートを含む）の点検項目において、自動火災報知設備等点検業務の項目と重複する場合。（ただし、同一の防火設備検査員又は2級建築士以上の資格を有する者が点検を行った場合）

17. その他

点検中発見した不具合などで点検後に確認困難となる部分がある場合は速やかに施設管理担当者に報告する。

III 定期点検等及び保守

1. 防災設備

(1) 業務対象設備の概要、点検の基準及び周期

設置場所	設備等概要	業務内容
大谷団地	自動火災報知設備, ガス漏れ火災警報設備, 非常放送設備, 消火器具, 屋内消火栓設備, 屋外消火栓設備, 誘導灯, 非常照明, 避難器具, 防火ダンパー, 防火扉, 防火シャッター, 排煙設備, 連結送水管, 粉末消火設備	前期: 点検周期 6 M・1 Y (外観点検・機能点検・機器点検・総合点検) 後期: 点検周期 6 M (外観点検・機能点検・機器点検)
小鹿団地	自動火災報知設備, 消火器具, 屋内消火栓設備, 誘導灯, 非常照明, 避難器具, 防火シャッター	前期: 点検周期 6 M・1 Y (〃) 後期: 点検周期 6 M (〃)
駿府町団地	自動火災報知設備, 非常放送設備, 消火器具, 屋内消火栓設備, 誘導灯, 非常照明, 避難器具, 防火扉, 防火シャッター	前期: 点検周期 6 M・1 Y (〃) 後期: 点検周期 6 M (〃)
大岩団地	自動火災報知設備, 消火器具, 屋内消火栓設備, 誘導灯, 非常照明, 避難器具, 防火シャッター, 非常電源	前期: 点検周期 6 M・1 Y (〃) 後期: 点検周期 6 M (〃)
用宗団地	自動火災報知設備, 消火器具	前期: 点検周期 6 M・1 Y (〃) 後期: 点検周期 6 M (〃)
小鹿宿舎団地	消火器具	前期: 点検周期 6 M・1 Y (〃) 後期: 点検周期 6 M (〃)
三保宿舎団地	消火器具	前期: 点検周期 6 M・1 Y (〃) 後期: 点検周期 6 M (〃)
島田団地	自動火災報知設備, ガス漏れ火災警報設備, 消火器具, 屋内消火栓	前期: 点検周期 6 M・1 Y (〃) 後期: 点検周期 6 M (〃)
藤枝団地	自動火災報知設備, 消火器具, 屋内消火栓設備, 非常照明, 防火シャッター, 排煙設備	前期: 点検周期 6 M・1 Y (〃) 後期: 点検周期 6 M (〃)
中川根(1)(2)団地	消火器具	前期: 点検周期 6 M・1 Y (〃) 後期: 点検周期 6 M (〃)
天城湯ヶ島団地	消火器具	前期: 点検周期 6 M・1 Y (〃) 後期: 点検周期 6 M (〃)

数量の一覧表を別紙（自火報7-1～7-7, ガス漏れ2-1～2-2, 放送2-1～2-2, 消火器5-1～5-5, 消火栓4-1～4-4, 誘導灯4-1～4-4, 避難4-1～4-4, 排煙4-1～4-4, 連結4-1～4-4, 非常電源1-1, 粉末消火1-1）に添付する。  
 建物配置図を別図（12-1～12-12）に添付する。  
 粉末消火設備図面を別図（2-1～2-2）に添付する。  
 消火器の水圧試験は別途とする。  
 大岩団地非常用発電機を、総合点検（1Y）時に実負荷をかけ試験を行うこと。

2. 特定建築物定期報告点検（防火設備）

(1) 業務対象設備の概要、点検の基準及び周期

設置場所	設備等概要	業務内容
大谷団地	防火扉, 防火シャッター (耐火クロススクリーンを含む)	点検周期 1 Y 点検箇所については別紙(防火設備1-1)を参照 点検項目については別紙(防火設備1-2～1-4)参照
駿府町団地	防火扉, 防火シャッター	点検周期 1 Y 点検箇所については別紙(防火設備1-1)を参照 点検項目については別紙(防火設備1-2～1-4)参照
島田団地	防火扉, 防火シャッター	点検周期 1 Y 点検箇所については別紙(防火設備1-1)を参照 点検項目については別紙(防火設備1-2～1-4)参照

数量の一覧表を別紙（自火報7-1～7-7, ガス漏れ2-1～2-2, 放送2-1～2-2, 消火器5-1～5-5, 消火栓4-1～4-4, 誘導灯4-1～4-4, 避難4-1～4-4, 排煙4-1～4-4, 連結4-1～4-4, 非常電源1-1, 粉末消火1-1）に添付する。  
 建物配置図を別図（12-1～12-12）に添付する。

~~(2) 支給材料~~

-----  
 -----

~~(3) 非常用照明装置の業務区分~~

-----  
 -----  
 -----

~~(4) 非常用照明装置の照度測定~~

-----  
 -----  
 -----

(5) 業務報告書

業務報告書は、前期業務完了時・後期業務完了時にそれぞれ下記の書類を、下記の部数を提出する。ただし後期業務の業務報告書は3月末までに提出するものとする。

- 点検結果報告書 前期 3 部 後期 3 部
- 業務記録写真 1 部

報告書の提出は、点検毎に施設管理担当者に提出する。

書式は、受注者の業務報告書による。

ただし、消防点検の報告書は消防法令で定められたものとする。

特定建築物定期報告（防火設備）は、業務完了時にそれぞれ下記の書類を、下記の部数提出する。

- ①定期検査報告書              3   部
- ②定期検査報告概要書         2   部

書式は、静岡市の指定様式による。

完成した報告書は、令和7年8月1日から令和7年11月29日までに静岡市都市局建築部建築指導課指導係に提出する。なお、定期検査報告書（防火設備）において、報告者の押印が必要な書類については、静岡市都市局建築部建築指導課指導係へ提出する日の10日前までに静岡大学財務施設部施設課電気管理係に提出するものとする。島田団地は自主点検となる為、官公庁への点検結果の提出は不要とする。

※対象設備の変更や、間仕切り等による未警戒、点検の結果不良とされる事項が確認された場合には、貸与する平面図、数量表等に朱書きで記載し、速やかに施設管理担当者に報告する。

(6)その他

緊急対応が必要な障害等が発生した場合は、要請によりすみやかに調査及び確認を行う事。  
業務遂行に必要とされるものが生じた場合は、発注者と受注者間において協議する。  
大岩団地 職業棟の前期点検及び島田団地 技術室の後期点検は今年度の点検業務は実施しない。

構成機器名	規格名	本 部															計	
		管理棟	事務局 別館	守衛所	体育館	文化系サ ークル施設	体育系サ ークル施設	第2食堂		片山寮	雄崩寮	静岡国際 交流会館		大学会館	学生厚生 施設(银杏)	多目的 保育施設		
受信機	P-1-5					1											1	
ゝ	P-1-10	1			1								1		1		4	
ゝ	P-1-15														0		0	
ゝ	P-1-20										1	1					2	
ゝ	P-1-25																0	
ゝ	P-1-30																0	
ゝ	P-1-40																0	
ゝ	P-1-60																0	
ゝ	P-1-70																0	
ゝ	P-2-3		1														1	3
ゝ	P-2-5																1	1
ゝ	GR型																	0
受信機・連動制御器																		0
副受信機	60L			1														1
差動式分布型感知器					14													14
ゝ スポット型 ゝ		59	14		11	52	20	17		173	87	181		75	15	4		708
定温 ゝ ゝ		18	1		5	4	3	21		17	19	49		6	2	2		147
煙感知器	2種	21	1		25	4	2	6		27	17	27		13	9			152
煙感知器	3種	5			2	3				15	10	9		4				48
炎感知器	赤外線式																	0
アナログ感知器	熱アナログ式																	0
〃	光電アナログ式																	0
差動式スポット試験器																		0
移報器																		0
発信機	P型	5	2		5	3	2	2		15	11	7		6	2	1		61
電 鈴		6	2		5	3	2	2		15	11	12		6		1		65
表示灯		5	2		5	3	2	2		15	11	7		6	2	1		61
室外表示灯												7						7
消火栓起動リレー		1			1					1	1	1		1				6
常用電源		1	1	1	1	1	1			1	1	1		1	1	1		12
予備電源		1	1	1	1	1	1			1	1	1		1	1	1		12
火災通報装置												1						1





※用宗地区(魚類餌料施設)を含む

構成機器名	規格名	共通教育								農学部					
		A棟	B棟	C棟	D棟	L棟	P棟		計	農学部総合棟	圃場	魚類餌料実験 実習施設			計
受信機	P-1-5								0						0
ゝ	P-1-10								0						0
ゝ	P-1-15								0						0
ゝ	P-1-20								0						0
ゝ	P-1-25								0						0
ゝ	P-1-30					1			1						0
ゝ	P-1-40								0						0
ゝ	P-1-60	1							1						0
ゝ	P-1-70								0						0
ゝ	P-2-3								0			1			1
ゝ	P-2-5								0						0
GR型受信機	255アドレス								0	1					1
受信機・連動制御器									0						0
副受信機	60L								0						0
差動式分布型感知器									0						0
ゝ スポット型 ゝ		137	42	161	52	149	18		559	217	6	10			233
定温 ゝ ゝ		3	8	3		2			16	36	2	11			49
煙感知器	2種	6	4	6	1	8	2		27	13	1	1			15
煙感知器	3種	8		9	4	7			28	31					31
炎感知器	赤外線式								0	3					3
アナログ感知器	熱アナログ式								0	5					5
〃	光電アナログ式								0	53					53
差動式スポット試験器									0						0
移報器									0						0
発信機	P型	9	7	10	4	14	2		46	19	1	2			22
電鈴		9	7	11	4	14	2		47		1	2			3
表示灯		9	7	10	4	14	2		46	19	1	2			22
室外表示灯									0						0
消火栓起動リレー									0						0
常用電源		1				1			2	1		1			2
予備電源		1				1			2	1		1			2
火災通報装置									0						0

構成機器名	規格名	静岡中学校							静岡小学校							
		校舎	技術棟		体育館	多目的ホール	武道場		計	本館	新館	体育館	多目的ホール			計
受信機	P-1-5								0							0
ゝ	P-1-10								0							0
ゝ	P-1-15								0							0
ゝ	P-1-20								0							0
ゝ	P-1-25								0							0
ゝ	P-1-30	1							1		1					1
ゝ	P-1-40								0							0
ゝ	P-1-60								0							0
ゝ	P-1-70								0							0
ゝ	P-2-3								0							0
ゝ	P-2-5								0							0
ゝ	GR型								0							0
受信機・連動制御器									0							0
副受信機	60L								0							0
差動式分布型感知器					10				10			6				6
ゝ スポット型 ゝ		58	25		17	4			104	32	49	9	30			120
定温 ゝ ゝ		7							7		4	1	2			7
煙感知器	2種	6	1		1	4	11		23	3	3		2			8
煙感知器	3種	13							13	10	6		4			20
炎感知器	赤外線式								0							0
アナログ感知器	熱アナログ式								0							0
〃	光電アナログ式								0							0
差動式スポット試験器									0							0
移報器									0							0
発信機	P型	9	2		2	1	1		15	6	6	2	2			16
電 鈴		9	2		2	1	1		15	0	0	2	2			4
表示灯		9	2		2	1	1		15	6	6	2	2			16
室外表示灯									0							0
消火栓起動リレー		1							1		1					1
常用電源		1							1		1					1
予備電源		1							1		1					1
火災通報装置									0							0

構成機器名	規格名	特別支援学校							幼稚園						
		中・高 管理棟	小学棟	設備室	職業棟	体育館	日常生活 訓練施設	計	本館	A棟	B棟	教生控室			計
受信機	P-1-5							0							0
ゝ	P-1-10							0							0
ゝ	P-1-15	1						1							0
ゝ	P-1-20							0							0
ゝ	P-1-25							0							0
ゝ	P-1-30							0							0
ゝ	P-1-40							0							0
ゝ	P-1-60							0							0
ゝ	P-1-70							0							0
ゝ	P-2-3							0							0
ゝ	P-2-5						1	1	1						1
ゝ	GR型							0							0
受信機・連動制御器								0							0
副受信機	60L							0							0
差動式分布型感知器						3		3							0
ゝ スポット型 ゝ		49	10		12	2	37	110	18	4	3	4			29
定温 ゝ ゝ		5					9	14	2	1	1	2			6
煙感知器	2種	8	1				4	13	1						1
煙感知器	3種	1						1							0
炎感知器	赤外線式							0							0
アナログ感知器	熱アナログ式							0							0
〃	光電アナログ式							0							0
差動式スポット試験器								0							0
移報器								0							0
発信機	P型	3	1		1	1	2	8	1	1	1				3
電 鈴		3	1		1	2	2	9	2	1	1				4
表示灯		3	1		1	1	2	8	1	1	1				3
室外表示灯								0							0
消火栓起動リレー				1				1							0
常用電源		1					1	2	1						1
予備電源		1					1	2	1						1
火災通報装置								0							0

※職業棟の前期点検は行わないものとする

構成機器名	規格名	附属図書館		島田中学校				附属農場			遺伝子実験施設		合計	
		図書館	計	島田中学	体育館	武道場	計	管理棟	倉庫	計	遺伝子実験施設	計		
受信機	P-1-5		0				0			0		0		1
・	P-1-10		0				0	1		1	1	1		7
・	P-1-15		0				0			0		0		1
・	P-1-20		0				0			0		0		2
・	P-1-25		0	1			1			0		0		2
・	P-1-30		0				0			0		0		5
・	P-1-40	1	1				0			0		0		2
・	P-1-60		0				0			0		0		2
・	P-1-70		0				0			0		0		1
・	P-2-3		0				0			0		0		4
・	P-2-5		0				0			0		0		3
・	GR型5107レス		0				0			0		0		1
受信機・連動制御器			0				0			0		0		0
副受信機	60L		0				0			0		0		1
差動式分布型感知器			0		7		7			0		0		40
・ スポット型 ・		113	113	86	10		96	53		53	57	57		3819
定温 ・ ・		6	6	12			12	19		19	8	8		397
煙感知器	2種	57	57	3	2	8	13	1		1	5	5		388
煙感知器	3種	24	24	17			17	3		3	5	5		304
炎感知器	赤外線式		0				0			0		0		3
アナログ感知器	熱アナログ式		0				0			0		0		5
〃	光電アナログ式		0				0			0		0		53
差動式スポット試験器			0				0			0		0		0
移報器			0				0			0		0		0
発信機	P型	17	17	13	2	1	16	3		3	5	5		342
電鈴		17	17	14	2	1	17	3		3		0		278
表示灯		17	17	13	2	1	16	3		3	5	5		342
室外表示灯			0				0			0		0		7
消火栓起動リレー		0	0	1			1			0		0		12
常用電源		1	1	1			1	1		1	1	1		33
予備電源		1	1	1			1	1		1	1	1		32
火災通報装置			0				0			0		0		3

※島田中学(技術室分)の差動式スポット型感知器14台及び発信機・電鈴・表示灯各1台については後期点検を行わないものとする

大谷共同溝

数量調書

名 称	摘 要	数量	単位	備 考
受信機	GR型 255アドレス	1	面	壁掛型 守衛所設置 避雷ユニット付
検知器(警報付)		34	個	
中継器		10	個	
常用電源		1	組	
予備電源	DC 24V 6.0Ah	1	組	
非常用電源		1	組	

人文社会科学部C棟

数量調書

名 称	摘 要	数量	単位	備 考
受信機(多重)	実装4容量5回線	1	面	壁掛型 C棟玄関設置
検知器(警報付)		20	個	
中継器		5	個	
常用電源		1	組	
予備電源	ニッカド 24V 0.45Ah	2	組	
非常用電源		0	組	
表示灯		19	個	

(別紙) ガス漏れ火災警報設備

島田中学校

数量調書

名 称	摘 要	数量	単位	備 考
受信機(多重)		0	面	
検知器(警報付)	AC100V	7	個	
中継器		0	個	
常用電源		0	組	
予備電源		0	組	

(別紙)非常放送設備 大谷地区

構成機器名	規格名	人文社会科学部						教育学部												本部管理棟	遺伝子実験施設	学生会館		
		A棟	B棟	C棟	E棟	大講義室	計	A棟	B棟	C棟	D棟	E棟	F棟	G棟	H棟	I棟	地域創造学履棟	K棟	L棟				計	
増幅器操作部	200W以下						0														0	1	1	1
・	300W以下	1					1														0			
・	400W以下						0														0			
・	500W以下						0														0			
・	600W以下						0				1										1			
自動火災報知設備連動		1					1														0		1	
スピーカ		170	53	36	4	5	268	16	19	15	3	6	4	8	6	81	19	5	3	185	5	45	21	
音量調節器		133					133									65	14			79		27	5	
遠隔操作器							0													0				
起動装置	押しボタン						0													0				
起動装置	非常電話						0													0				
常用電源		1					1				1									1	1	1	1	
非常電源		1					1				1									1	1	1	1	

構成機器名	規格名	理学部							農学部				共通教育						学生厚生施設(銀杏)					
		A棟	B棟	C棟	D棟	総合研究棟	非感染動物実験室	工作センター	放射化学研究施設	計	農学部新棟			計	A棟	B棟	C棟	D棟		L棟	P棟	計		
増幅器操作部	200W以下								1	1				0									0	1
・	300W以下						1			1				0									0	
・	400W以下				1					1				0									0	
・	500W以下									0				0	1						1		2	
・	600W以下									0		1		1									0	
自動火災報知設備連動				1	1	1				3		1		1									0	1
スピーカ		183	5	123	4	131	1	3	28	478		460		460	46	10	30	9	45	4	144	9		
音量調節器		2		90		29			2	123				0								0	6	
遠隔操作器					1					1				0	1							1		
起動装置	押しボタン									0				0								0		
起動装置	非常電話									0				0								0		
常用電源					1	1			1	3		1		1	1					1		2	1	
非常電源					1	1			1	3		1		1	2					1		3	1	







## (別紙)消火器具

種 別	農 学 部 (用宗フィルト)					共 通 教 育										消火器5-3	
		農学部総合棟	圃場 車庫 林産工場	魚類飼料 実験施設	計	A棟	B棟	C棟	D棟	L棟	P棟	第一食堂	別棟	薬品庫	計		
泡		1			1										0		
粉末 ABC 10型		87	6	6	99	24	8	28	10	28	4	6	3		111		
ABC 20型			1		1			2						2	4		
ABC 50型					0										0		
強化液 3ℓ		26			26										0		
6ℓ					0										0		
10ℓ					0										0		
二酸化炭素5型					0					1					1		
7型					0			2		1					3		
10型					0			1							1		
ハロゲン化物					0					2					2		
金属					0										0		

種 別	附 属 図 書 館			島 田 中 学 校					藤 枝 農 場				遺 伝 子 実 験 施 設		
	図書館		計	校舎	技術室	体育館	武道場	計	管理棟	倉庫	その他	計	遺伝子 実験施設		計
泡			0					0				0			0
粉末 ABC 10型	63		63	15	2	4	2	23	11	3	30	44	6		6
ABC 20型			0					0				0			0
ABC 50型			0					0				0			0
強化液 3ℓ			0					0				0	4		4
6ℓ			0					0				0			0
10ℓ			0					0				0			0
二酸化炭素5型			0					0				0			0
7型	2		2					0				0			0
10型			0					0				0			0
ハロゲン化物			0					0				0			0
金属			0					0				0			0

※技術室の後期点検は行わないものとする

## (別紙)消火器具

種 別	静岡中学校								静岡小学校						消火器5-4 計	
	校舎	技術棟		体育館	武道場	自家発	屋外	計	本館	新館	体育館	多目的 ホール				
泡								0								0
粉末 ABC 10型	25	9		8	2	1	1	46	11	10	3	5				29
ABC 20型								0								0
ABC 50型								0								0
強化液 3ℓ								0				1				1
6ℓ								0								0
10ℓ								0								0
二酸化炭素5型								0								0
7型								0								0
10型								0								0
ハロゲン化物								0								0
金属								0								0

種 別	特別支援学校							幼稚園						計		
	中・高 管理棟	小学棟	設備室	職業棟	体育館	日常生活 訓練施設	計	本館	A棟	B棟	教生控室					
泡							0									0
粉末 ABC 10型	5	3	2	2	2	5	19	11	2	2	1					16
ABC 20型							0									0
ABC 50型							0									0
強化液 3ℓ							0									0
6ℓ							0									0
10ℓ							0									0
二酸化炭素5型							0									0
7型							0									0
10型							0									0
ハロゲン化物							0									0
金属							0									0

※職業棟の前期点検は行わないものとする

## (別紙)消火器具

種 別	中川根(1)		中川根(2)		天城湯ヶ島			消火器5-5					
	宿泊施設	計	連絡所	計	自然環境 実習施設		計						合計
泡		0		0			0						7
粉末 ABC 10型	4	4	1	1	2		2						1001
ABC 20型		0		0			0						23
ABC 50型		0		0			0						3
強化液 3ℓ		0		0	2		2						41
6ℓ	2	2		0			0						5
10ℓ		0		0			0						1
二酸化炭素5型		0		0			0						3
7型		0		0			0						20
10型		0		0			0						5
ハロゲン化物		0		0			0						4
金属		0		0			0						3





















(別紙)避難器具

種 別	農 学 部					共 通 教 育										避難4-3
	農学総合棟	圃場 車庫 林産工場	魚類飼料 実験施設		計	A棟	B棟	C棟	D棟	L棟	P棟				計	
緩降機	3階以下				0										0	
緩降機	4階				0										0	
緩降機	5階				0										0	
緩降機	6階				0										0	
緩降機	7階				0										0	
緩降機	8階				0										0	
梯子	2階以下 可動				0					2					2	
梯子	2階以下 固定				0										0	
梯子	3階 可動				0										0	
梯子	3階 固定				0										0	
梯子	4階				0										0	
梯子	5階				0										0	
梯子	6階				0										0	
簡易梯子					0										0	
救助袋	垂直式 3階以下				0						1				1	
救助袋	斜降式 3階以下				0										0	
救助袋	垂直式 4階以下				0	1					1				2	
救助袋	斜降式 4階以下				0		1								1	
救助袋	垂直式 5階以下				0	1									1	
救助袋	斜降式 5階以下				0		1	1							2	
救助袋	垂直式 6階以下				0										0	
救助袋	斜降式 6階以下				0										0	
救助袋	垂直式 7階以下				0										0	
救助袋	斜降式 7階以下				0										0	
救助袋	垂直式 8階以下				0										0	
救助袋	斜降式 8階以下				0										0	
種 別	附 属 図 書 館			島 田 中 学 校				藤 枝 農 場				遺 伝 子 実 験 施 設				
	図書館		計	校舎	技術室	体育館		計	管理棟	倉庫		計	遺伝子 実験施設		計	
緩降機	3階以下		0					0				0			0	
緩降機	4階		0					0				0			0	
緩降機	5階		0					0				0			0	
緩降機	6階		0					0				0			0	
緩降機	7階		0					0				0			0	
緩降機	8階		0					0				0			0	
梯子	2階以下 可動		0					0				0			0	
梯子	2階以下 固定		0					0				0			0	
梯子	3階 可動		0					0				0			0	
梯子	3階 固定		0					0				0			0	
梯子	4階		0					0				0			0	
梯子	5階		0					0				0			0	
梯子	6階		0					0				0			0	
簡易梯子			0					0				0			0	
救助袋	垂直式 3階以下		0					0				0			0	
救助袋	斜降式 3階以下		0	1				1				0			0	
救助袋	垂直式 4階以下		0					0				0			0	
救助袋	斜降式 4階以下		0					0				0			0	
救助袋	垂直式 5階以下		0					0				0			0	
救助袋	斜降式 5階以下		0					0				0			0	
救助袋	垂直式 6階以下		0					0				0			0	
救助袋	斜降式 6階以下		0					0				0			0	
救助袋	垂直式 7階以下		0					0				0			0	
救助袋	斜降式 7階以下		0					0				0			0	
救助袋	垂直式 8階以下		0					0				0			0	
救助袋	斜降式 8階以下		0					0				0			0	

(別紙)避難器具

種 別	静岡中学校							静岡小学校							避難4-4 計
	校舎	技術棟	器具庫	体育館			計	本館	新館	体育館	多目的 ホール			計	
緩降機 3階以下	1						1							0	
緩降機 4階							0							0	
緩降機 5階							0							0	
緩降機 6階							0							0	
緩降機 7階							0							0	
緩降機 8階							0							0	
梯子 2階以下 可動							0							0	
梯子 2階以下 固定							0							0	
梯子 3階 可動							0							0	
梯子 3階 固定							0							0	
梯子 4階							0							0	
梯子 5階							0							0	
梯子 6階							0							0	
簡易梯子							0							0	
救助袋 垂直式 3階以下							0							1	
救助袋 斜降式 3階以下	1						1		1					0	
救助袋 垂直式 4階以下							0							0	
救助袋 斜降式 4階以下							0							0	
救助袋 垂直式 5階以下							0							0	
救助袋 斜降式 5階以下							0							0	
救助袋 垂直式 6階以下							0							0	
救助袋 斜降式 6階以下							0							0	
救助袋 垂直式 7階以下							0							0	
救助袋 斜降式 7階以下							0							0	
救助袋 垂直式 8階以下							0							0	
救助袋 斜降式 8階以下							0							0	
種 別	特別支援学校							幼稚園							合計
	中・高 管理棟	小学棟	設備室	職業棟	体育館	日常生活 訓練施設	計	本館	A棟	B棟	教生控室		計		
緩降機 3階以下							0						0	4	
緩降機 4階							0						0	2	
緩降機 5階							0						0	4	
緩降機 6階							0						0	0	
緩降機 7階							0						0	0	
緩降機 8階							0						0	0	
梯子 2階以下 可動							0						0	5	
梯子 2階以下 固定							0						0	4	
梯子 3階 可動							0						0	1	
梯子 3階 固定							0						0	0	
梯子 4階							0						0	1	
梯子 5階							0						0	0	
梯子 6階							0						0	0	
簡易梯子							0						0	0	
救助袋 垂直式 3階以下							0						0	3	
救助袋 斜降式 3階以下						1	1						0	4	
救助袋 垂直式 4階以下							0						0	2	
救助袋 斜降式 4階以下							0						0	4	
救助袋 垂直式 5階以下							0						0	2	
救助袋 斜降式 5階以下							0						0	3	
救助袋 垂直式 6階以下							0						0	0	
救助袋 斜降式 6階以下							0						0	0	
救助袋 垂直式 7階以下							0						0	0	
救助袋 斜降式 7階以下							0						0	0	
救助袋 垂直式 8階以下							0						0	0	
救助袋 斜降式 8階以下							0						0	0	





(別紙)防火ダンパー, 防火戸, 防火シャッター, 排煙設備

種 別	農 学 部					共 通 教 育										排煙4-3
		農学部 総合棟	圃場 車庫 林産工場	魚類飼料 実験施設	計	A棟	B棟	C棟	D棟	L棟	P棟					計
制御盤 10回線以下					0				0	1						1
制御盤 11回線以上		1			1	1										1
ダンパー					0											0
排煙口					0											0
防火戸ドア式S型		3			3	5		6								11
防火戸ドア式W型		0			0	3		3	4	5						15
防火戸ドア式温度ヒューズ型					0											0
防火戸引戸式ウェイト閉鎖型					0											0
防火戸引戸式折たたみ型		13			13											0
電動式シャッター		35			35											0
手動式シャッター					0					2						2
可動垂れ幕					0											0
垂直降下式垂れ幕		2			2											0
ハッチ					0											0
手動開放装置		37			37											0
排煙装置 モーターエンジン駆動					0											0
エンジン駆動					0											0
モーター駆動					0											0
排煙装置 起動盤					0											0
空圧制御装置					0											0
障害物感知装置		37			37											0

種 別	附 属 図 書 館			島 田 中 学 校				藤 枝 農 場				遺 伝 子 実 験 施 設			
	図書館		計	校舎	技術室	体育館		計	管理棟	倉庫		計	遺伝子 実験施設		計
制御盤 10回線以下			0	1				1	3			3	1		1
制御盤 11回線以上	1		1					0				0			0
ダンパー	17		17					0				0			0
排煙口			0					0				0			0
防火戸ドア式S型	11		11	6				6				0	5		5
防火戸ドア式W型	2		2	3				3				0			0
防火戸ドア式温度ヒューズ型			0					0				0			0
防火戸引戸式ウェイト閉鎖型			0					0				0			0
防火戸引戸式折たたみ型			0					0				0			0
電動式シャッター	9		9					0				0			0
手動式シャッター	1		1	4				4	3			3			0
可動垂れ幕			0					0				0			0
垂直降下式垂れ幕			0					0				0			0
ハッチ			0					0				0			0
手動開放装置			0					0	3			3			0
排煙装置 モーターエンジン駆動			0					0				0			0
エンジン駆動			0					0				0			0
モーター駆動			0					0				0			0
排煙装置 起動盤			0					0				0			0
空圧制御装置			0					0				0			0
障害物感知装置			0	4				4				0			0

(別紙)防火ダンパー, 防火戸, 防火シャッター, 排煙設備

種 別	静岡中学校							静岡小学校							排煙4-4
	校舎	技術棟	器具庫	体育館			計	本館	新館	体育館	多目的ホール				計
制御盤 10回線以下	1						1								0
制御盤 11回線以上							0		1						1
ダンパー							0								0
排煙口							0								0
防火戸ドア式S型	1						1		1		1				2
防火戸ドア式W型							0		5		1				6
防火戸ドア式温度ヒューズ型							0								0
防火戸引戸式ウェイト閉鎖型							0								0
防火戸引戸式折たたみ型							0								0
電動式シャッター							0								0
手動式シャッター	10						10	6							6
可動垂れ幕							0								0
垂直降下式垂れ幕							0								0
ハッチ							0								0
手動開放装置							0								0
排煙装置 モーターエンジン駆動							0								0
エンジン駆動							0								0
モーター駆動							0								0
排煙装置 起動盤							0								0
空圧制御装置							0								0
障害物感知装置	10						10	6							6
種 別	特別支援学校							幼稚園							
	中・高管理棟	小学棟	設備室	職業棟	体育館	日常生活訓練施設	計	本館	A棟	B棟	教生控室		計		合計
制御盤 10回線以下	1						1						0		20
制御盤 11回線以上							0						0		7
ダンパー							0						0		33
排煙口							0						0		0
防火戸ドア式S型							0						0		96
防火戸ドア式W型							0						0		59
防火戸ドア式温度ヒューズ型							0						0		2
防火戸引戸式ウェイト閉鎖型							0						0		0
防火戸引戸式折たたみ型							0						0		13
電動式シャッター							0						0		50
手動式シャッター	1						1						0		107
可動垂れ幕							0						0		1
垂直降下式垂れ幕							0						0		8
ハッチ							0						0		0
手動開放装置							0						0		91
排煙装置 モーターエンジン駆動							0						0		0
エンジン駆動							0						0		0
モーター駆動							0						0		0
排煙装置 起動盤							0						0		0
空圧制御装置							0						0		0
障害物感知装置	1						1						0		89







(別紙)連結送水管等

種 別	静岡中学校							静岡小学校							連結4-4
	校舎	技術棟	器具庫	体育館			計	本館	新館	体育館	多目的ホール			計	
加圧送水装置							0							0	
操 作 盤							0							0	
放水用器具格納箱							0							0	
起動用スイッチ							0							0	
表 示 灯							0							0	
表示盤							0							0	
表 示 盤							0							0	
送水口							0							0	
放水口							0							0	
配管耐圧試験							0							0	
種 別	特別支援学校							幼稚園							
	中・高管理棟	小学棟	設備室	職業棟	体育館	日常生活訓練施設	計	本館	A棟	B棟	教生控室		計	合計	
加圧送水装置							0						0	0	
操 作 盤							0						0	0	
放水用器具格納箱							0						0	0	
起動用スイッチ							0						0	0	
表 示 灯							0						0	14	
表示盤							0						0	0	
表 示 盤							0						0	0	
送水口							0						0	11	
放水口							0						0	53	
配管耐圧試験							0						0	0	

(別紙)非常電源(自家発電設備)

非常電源1-1

	大岩地区 特別支援 学校
非常電源(自家発電設備)3φ200V,18kVA	1

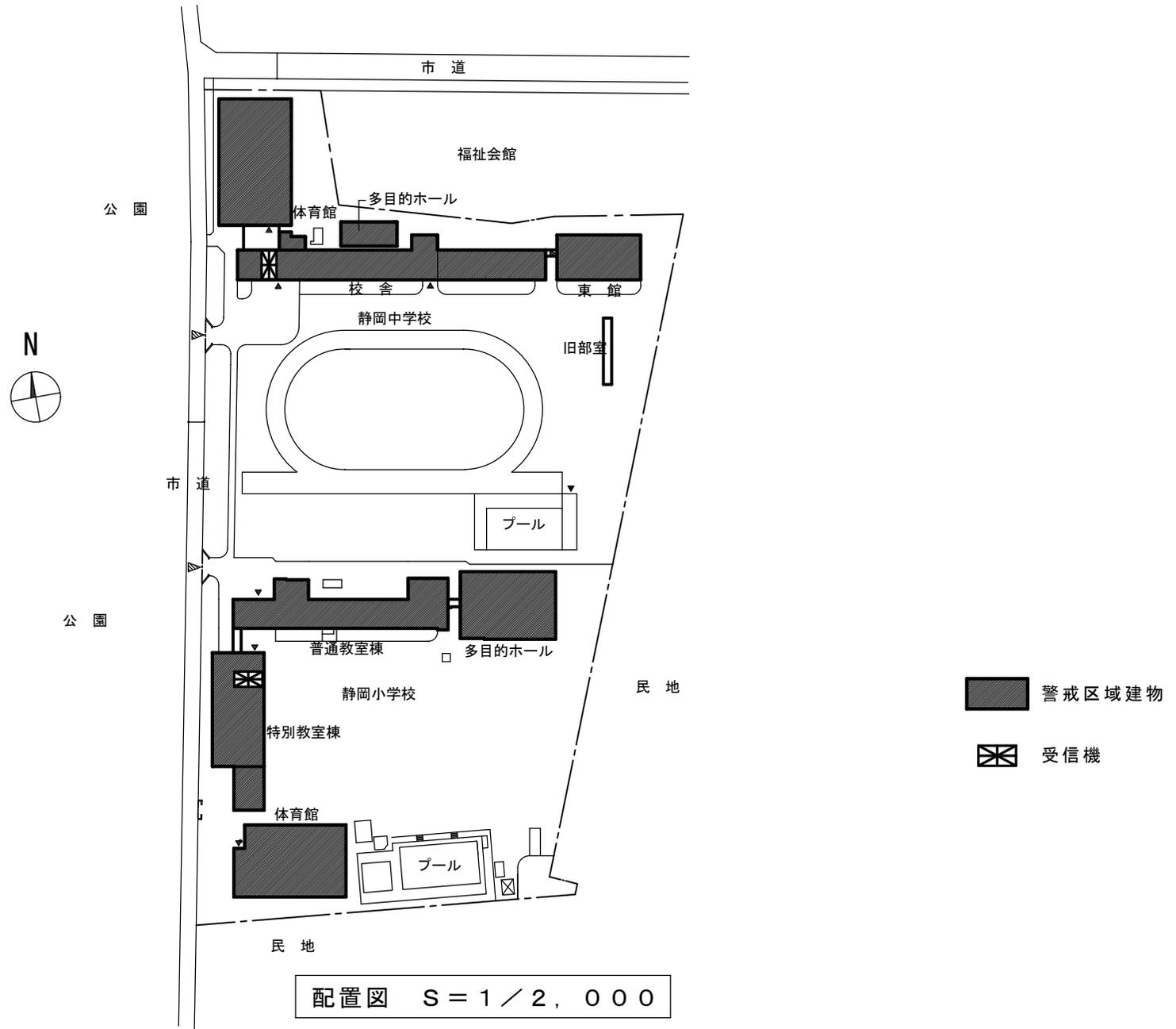
(別紙) 粉末消火設備

粉末消火1-1

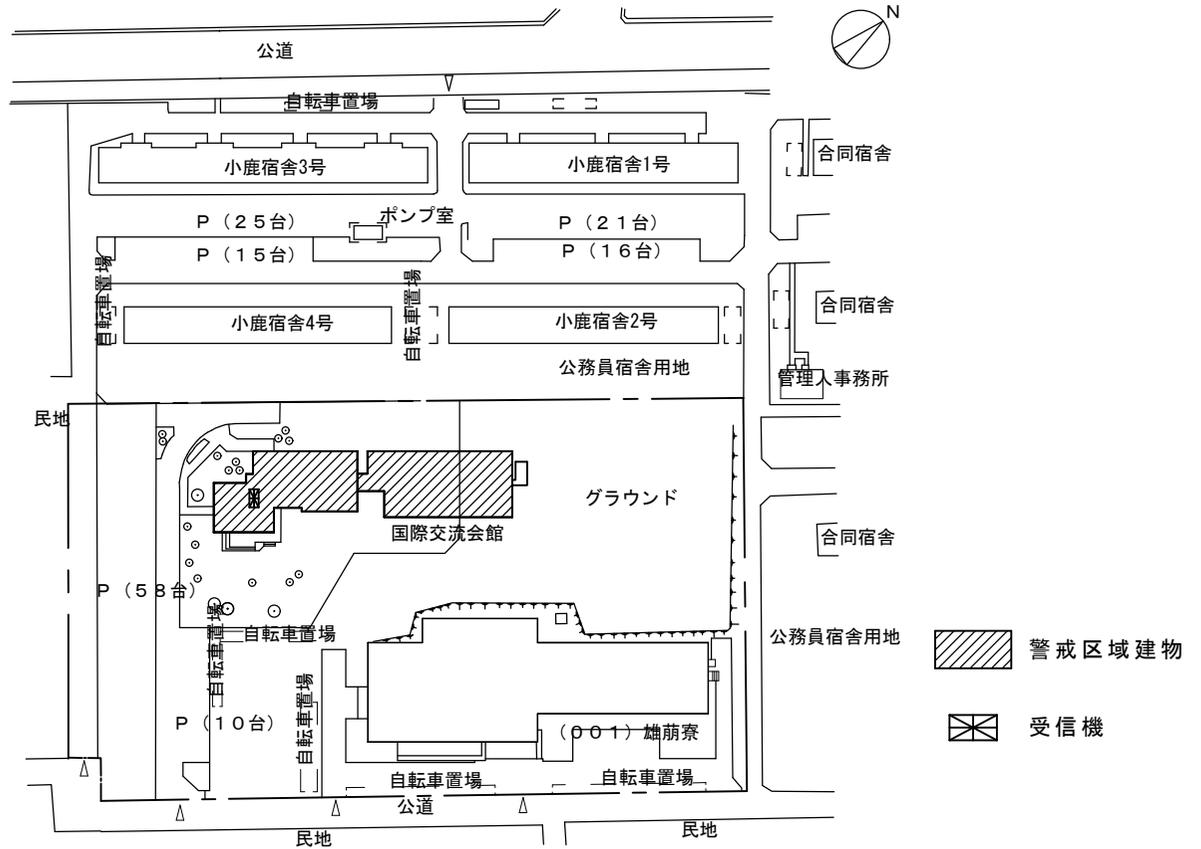
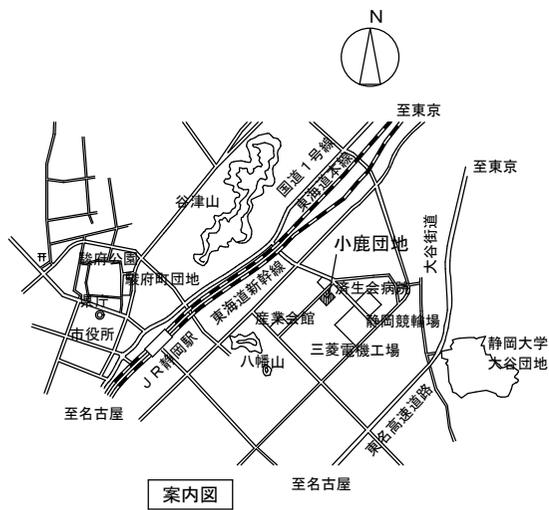
	大谷地区 農学総合棟
粉末消火設備:能美防災、粉末貯蔵容器(第3種)105kg、加圧用N2ガス容器10m <sup>3</sup> x1本、制御面1面、噴射ヘッド4個	1



# 静岡大学（駿府町団地）自動火災報知設備警戒区域

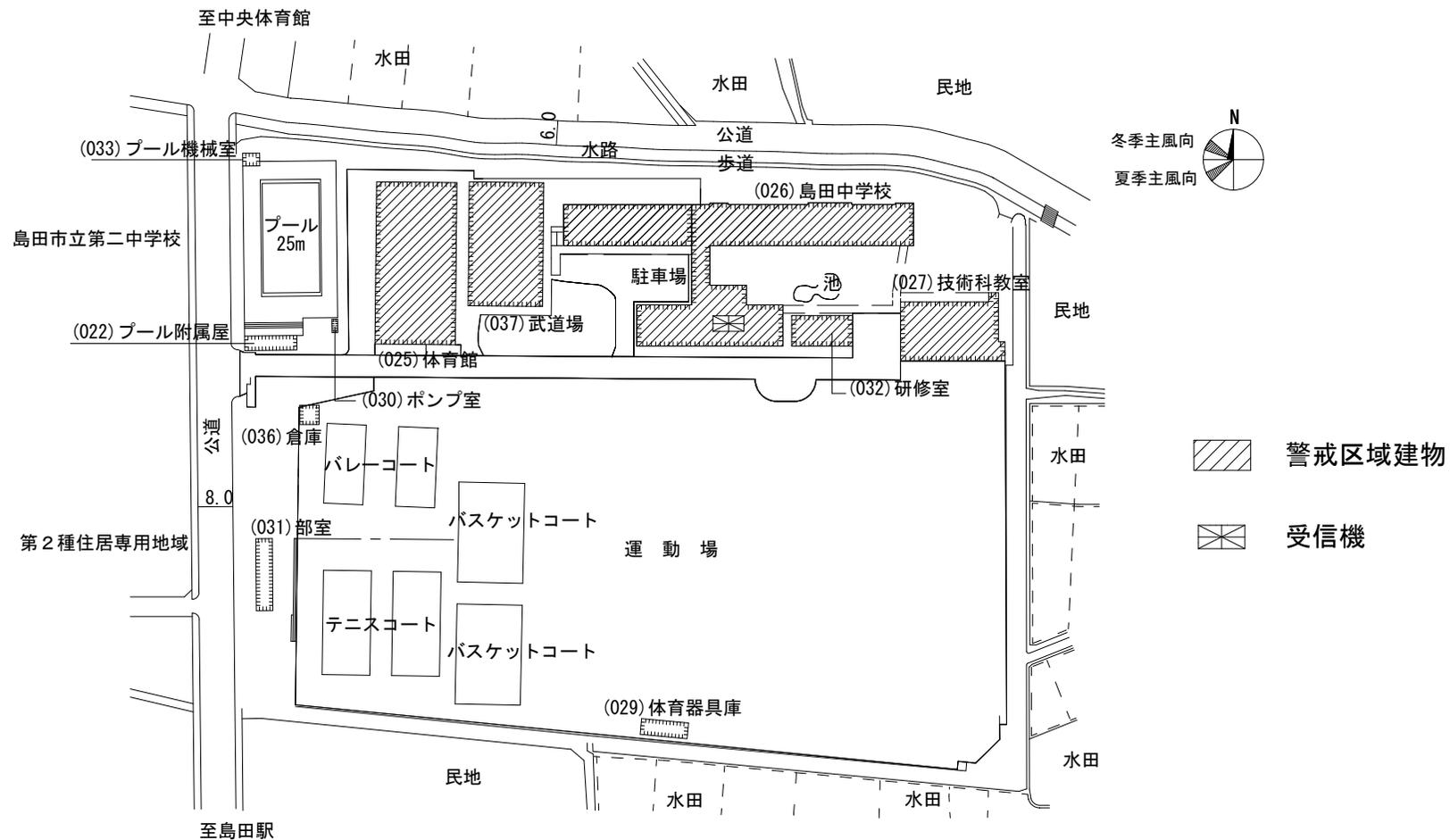


# 静岡大学（小鹿団地）自動火災報知設備警戒区域



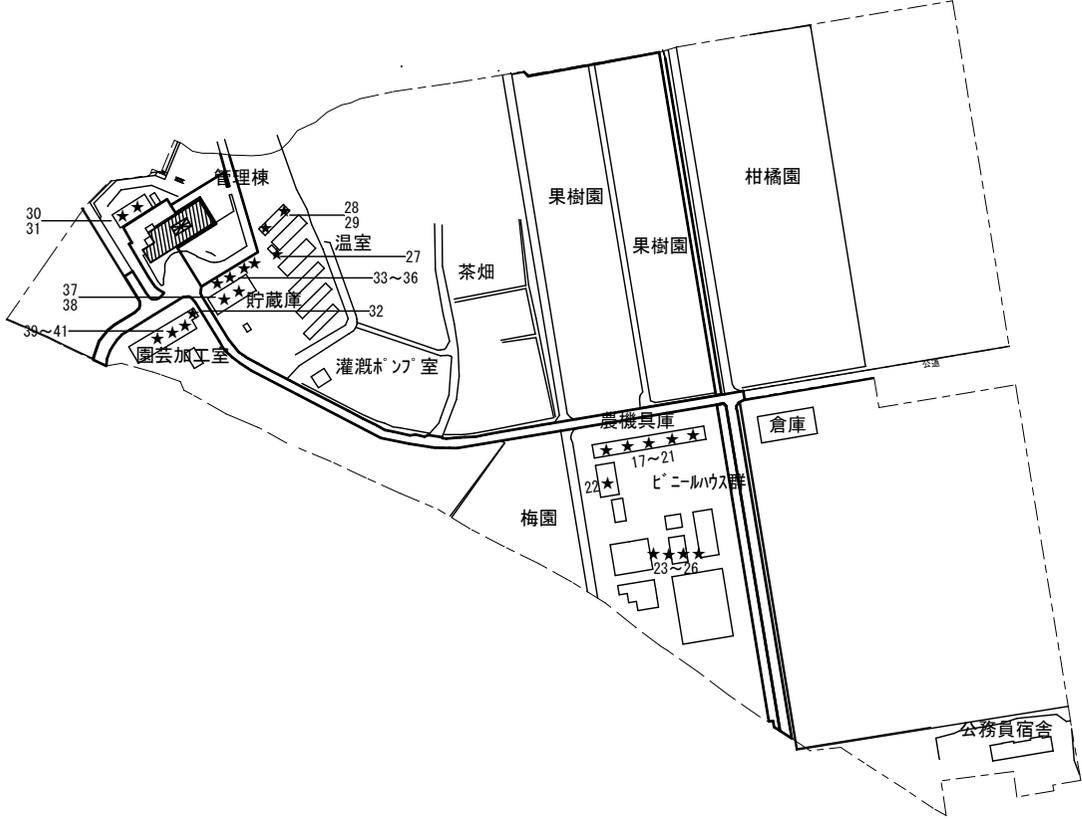
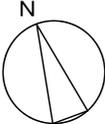
配置図 S = 1 / 4 , 000

# 静岡大学（島田団地）自動火災報知設備警戒区域



縮尺 S = 1 / 800

# 静岡大学（藤枝団地）自動火災報知設備警戒区域



-  警戒区域建物
-  受信機

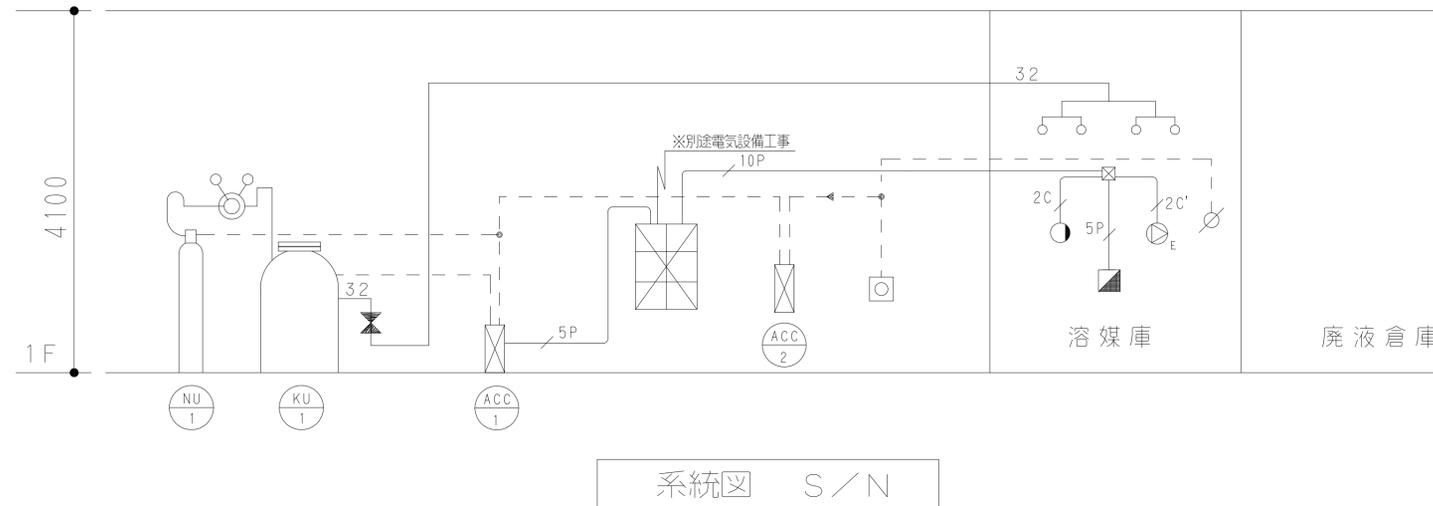
配置図 S = 1 / 4 , 0 0 0

粉末消火設備設計計算書									
区画名	高さ m	面積 m <sup>2</sup>	体積 m <sup>3</sup>	係数 kg/m <sup>3</sup>	基本消火剤量 kg	物質換算係数	所要本消火剤量 kg	主管径 (A)	噴射ヘッド数-型式
1F 溶媒庫	4.10	29.9	123	0.36	45	1.2	54	32	4-15KC3

(注記1) 特記なき電線及び、ケーブルは下記の通りとする。

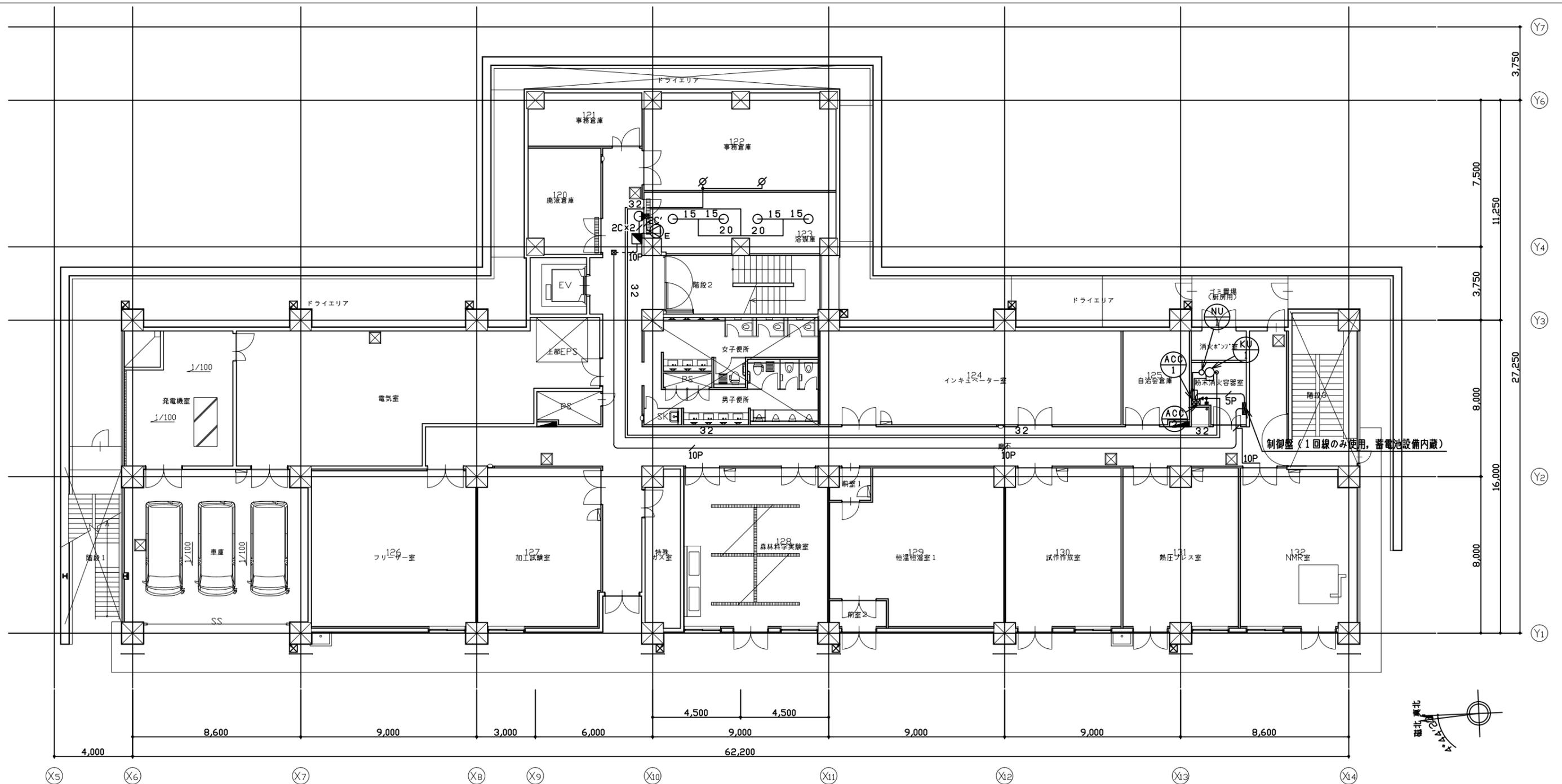
—/2C	HP0.9-2C (E19)
—/5P	HP0.9-5P (E25)
—/10P	HP0.9-10P (E31)
—/2C'	HP0.9-2C (16)

粉末消火設備凡例		
記号	名称	摘要
	粉末貯蔵容器	第3種粉末 105kg / 160L 容器
	加圧用N <sub>2</sub> ガス容器	10m <sup>3</sup> 入 x 1本
	起動容器箱	CO <sub>2</sub> 1.0kg / 2.1L 起動容器(ソレノイド付)、圧力スイッチ(起動用)
	ダンパー閉鎖ユニット	CO <sub>2</sub> 1.0kg / 2.1L 起動容器(開放装置付)(ダンパー閉鎖用)
	圧力調整器	設定圧力 1.75MPa
	放出弁	
	制御盤	1回線(3回線製品を1回線のみ使用)、音声警報装置 蓄電池設備内蔵
	操作箱	デジタルカウントダウンタイマ
	スピーカ	ⓄE:安全増防爆型
	充満表示灯	
	噴射ヘッド	KC型(FL+3.200H取付け)
	ピストンレリーフ	遠隔復旧型(空調設備工事)
	復旧弁箱	
	不還弁	φ4 x φ6銅管用
	銅管	φ4 x φ6
	配管	JIS G3452 SGP
	電路	耐熱配線



※ 別途電気設備工事		
1. 粉末消火制御盤までの専用電源引込工事 (AC100V, 0.5kVA) 及び D種接地工事		一般配線
2. 粉末消火制御盤から火災受信機までの移報用 配管配線工事		耐熱配線
	粉末消火 音声警報作動表示	1L
	粉末消火 起動表示	1L
	粉末消火 放出表示	1L
	粉末消火 電路異常表示	1L
3. 粉末消火制御盤から動力盤(又は空調盤)までの 給排気ファン停止用 配管配線工事		耐熱配線
4. 粉末消火制御盤からの関連機器停止用 配管配線工事		耐熱配線
上記2~4については、粉末消火制御盤内の端子において 無電圧接点を供給する		

完成図面



完成図面

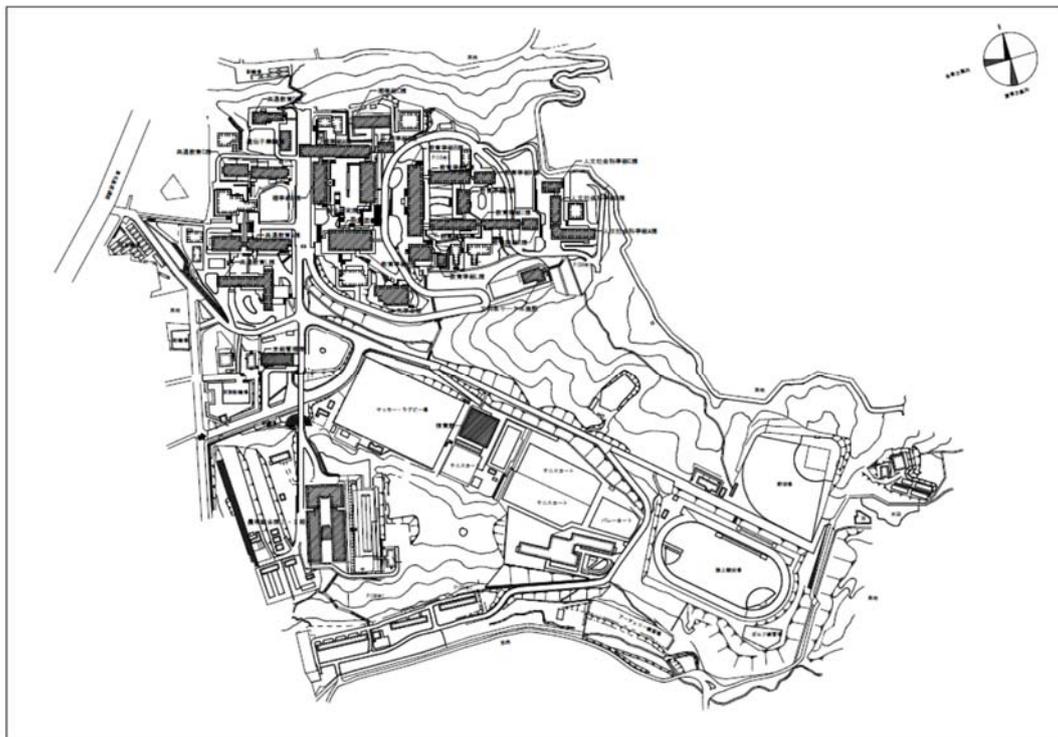
記 事	<b>三機工業株式会社</b>		製図 高橋 乾	日付 2014/02/28	名称 静岡大学(大谷)総合研究棟(農学系)新営機械設備工事 特殊消火設備 1階平面図(1期)	整理番号 M-210
			縮尺 (A1)1/100 (A3)1/200			

粉末消火別図2-2

特定建築物定期報告点検（防火設備）

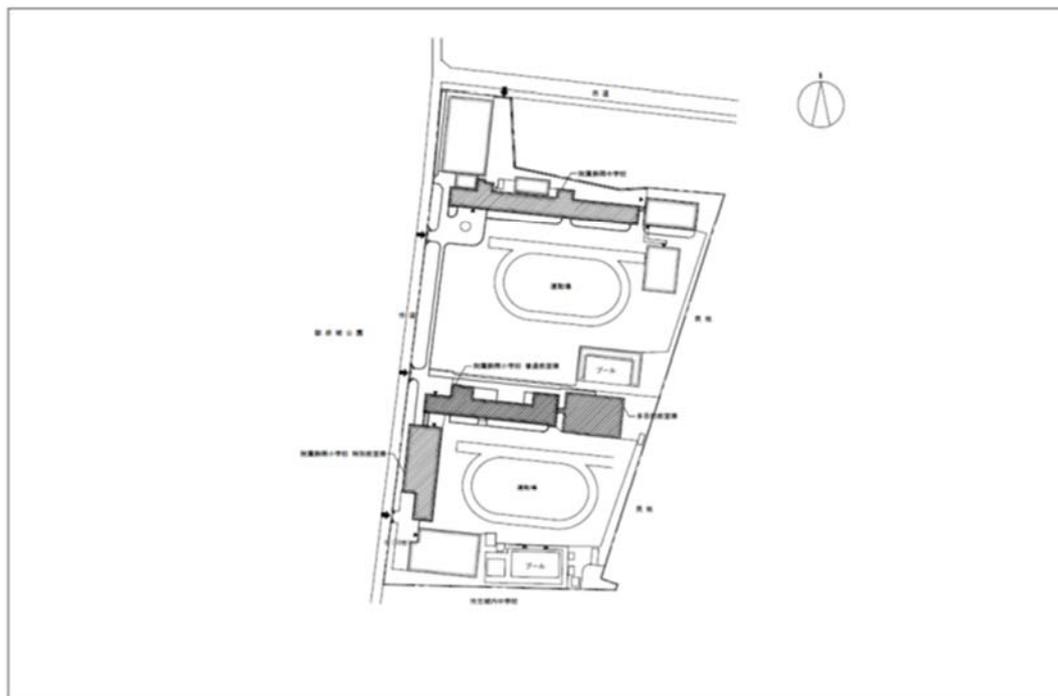
大谷団地

- ・本部管理棟、体育館、文化系サークル棟、大学会館、遺伝子実験棟、人文社会科学部A棟、人文社会科学部B棟、人文社会科学部C棟、理学部A棟、理学部B棟、理学部C棟、理学部D棟、総合研究棟、農学総合棟、共通教育A棟、共通教育C棟、共通教育D棟、共通教育L棟、教育学部A棟、教育学部B棟、教育学部C棟、教育学部D棟、教育学部G棟、教育学部 I棟、教育学部J棟、教育学部K棟、教育学部L棟、附属図書館



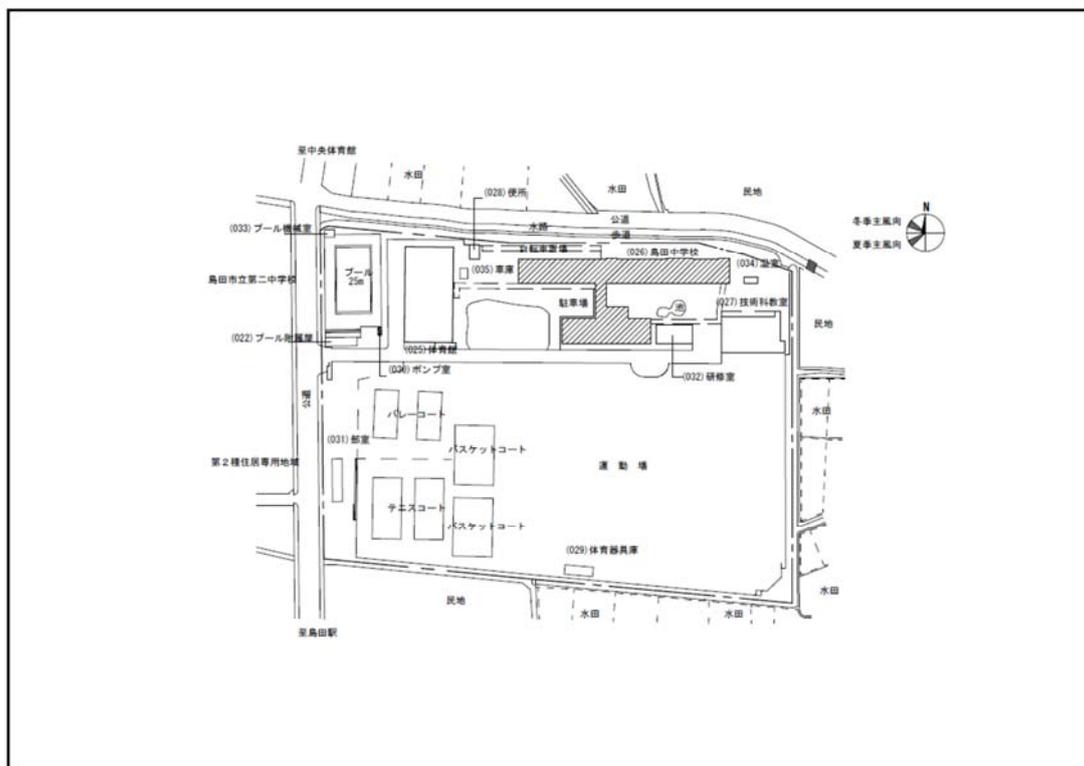
駿府町団地

- ・附属静岡中学校 普通教室棟、附属静岡小学校 普通教室棟、附属静岡小学校 特別教室棟、附属静岡小学校 多目的教室棟



島田団地

・島田中学校



**検査結果表**  
(防火扉)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)				結線接続の状況			
(10)				接地の状況			
(11)				予備電源への切り替えの状況			
(12)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(13)				容量の状況			
(14)			自動閉鎖装置	設置の状況			
(15)				再ロック防止機構の作動の状況			
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況				
(17)			防火区画の形成の状況				

## 上記以外の検査項目


## 特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

## (注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表  
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当検査者番号
			指摘なし	要是正 既 存 不 適 格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※		
(3)			スプロケットの設置の状況※		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※		
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況		
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況		
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(14)			作動の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		
(16)			感知の状況		
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(19)			結線接続の状況		
(20)			接地の状況		
(21)		連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況		
(22)			劣化及び損傷の状況		
(23)			容量の状況		
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			
(27)		防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください
- 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ※欄は、日常的に閉鎖するものについてのみに記入してください。
- 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表  
(耐火クロススクリーン)

当該検査に関与した検査者	氏名		検査者番号	
	代表となる検査者	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当検査者番号
			指摘なし	要是正 既 存 不 適 格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		
(13)		感知の状況			
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(15)			結線接続の状況		
(16)			接地の状況		
(17)		予備電源への切り替えの状況			
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(19)			容量の状況		
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			
(23)		防火区画の形成の状況			
<b>上記以外の検査項目</b>					
<b>特記事項</b>					
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月	

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

# 建築保全業務共通仕様書

## 令和5年版

令和5年3月30日 国営保第27号  
改定 令和5年8月8日 国営保第9号  
改定 令和5年11月8日 国営保第13号

この共通仕様書は、各省各庁の施設管理者が官庁施設の保全を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省のホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

## 第1章 総則

### 第1節 一般事項

#### 1.1.1 適用

- (a) 建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備に関する業務委託に適用する。
- (b) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (c) 共通仕様書の第2編以降の各編は、第1編と併せて適用する。
- (d) 共通仕様書の第2編以降の各編において、一般事項が第1章に規定されている場合は第2章以降の規定と併せて適用する。
- (e) 建築保全業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)までの順番とし、これにより難しい場合は、1.1.4「疑義に対する協議等」による。
  - (1) 契約書（頭書及び条項をいう）
  - (2) 質問回答書（(3)から(5)までに対するもの）
  - (3) 現場説明書
  - (4) 特記仕様書（図面、機器リストを含む）
  - (5) 共通仕様書
- (f) 本編の規定は、第2編から第6編までに別に定めのある場合には適用しない。

#### 1.1.2 用語の定義

共通仕様書において用いる用語の定義は、次によるほか、各編の用語の定義による。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号で規定する建築物をいう。
- (2) 「施設管理担当者」とは、契約図書に規定する施設管理担当者をいい、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (3) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。
- (4) 「業務責任者」とは、契約図書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
- (5) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。
- (6) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (7) 「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項

- について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (8)「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し、業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
  - (9)「施設管理担当者との協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
  - (10)「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者等が実施した結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が契約図書との適否を確認することをいう。
  - (11)「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
  - (12)「施設管理担当者に報告」とは、受注者等が施設管理担当者に対し、業務の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
  - (13)「施設管理担当者に提出」とは、受注者等が施設管理担当者に対し、業務に関わる書面その他の資料を説明し、差し出すことをいう。
  - (14)「特記」とは、1.1.1「適用」の(e)の(2)から(4)までに指定された事項をいう。
  - (15)「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
  - (16)「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認又は毎月の支払の請求に係る業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
  - (17)「作業」とは、共通仕様書で定める建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備に当たる作業をいう。
  - (18)「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
  - (19)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいうが、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は、他の手段によることができることをいう。
  - (20)「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
  - (21)「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。
  - (22)「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。
  - (23)「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。
  - (24)「法定点検」とは建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。

- (25) 各編、表中備考欄の「12 条点検」とは、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項で定める点検又は官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号。以下「官公法」という。）第 12 条第 1 項及び第 2 項で定める点検により、建築物等の損傷、腐食、劣化等の状況を点検することをいう。
- (26) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (27) 「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。
- (28) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、良好な環境を保つための作業をいう。
- (29) 「執務環境測定等」とは、空気環境測定、照度測定、吹付け石綿等の点検、並びにねずみ等の調査及び防除に関する業務をいう。
- (30) 「警備」とは、施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。

#### 1.1.3 受注者の負担の範囲

- (a) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (b) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (c) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、各編に定める支給材料を除く。
- (d) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、第 4 編「清掃」で支給品とされた衛生消耗品を除く。

#### 1.1.4 疑義に対する協議等

- (a) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。
- (b) (a)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合の措置は契約書の規定による。
- (c) (a)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4「業務の記録」(a)の規定による。

#### 1.1.5 書面の書式及び取扱い

- (a) 書面を提出する場合の書式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者との協議による。
- (b) 共通仕様書において書面により行わなければならないとされている承諾、指示、協議、報告及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うこ

とができる。

#### 1.1.6 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

#### 1.1.7 非常時の対応

- (a) 地震、暴風、豪雨その他の自然災害に備え、あらかじめ施設管理担当者と協議し、非常時の指揮命令系統、連絡体制及び対応方法を定めておく。
- (b) 業務関係者が建築物等に常駐して行う業務において、被害を及ぼす可能性のある暴風、豪雨等に関する気象予報が発令された場合は、建築物等を巡回し、被害の未然防止のための必要な措置を講ずる。
- (c) 災害が発生した場合は、人命の安全確保を優先する。また、受注している業務の継続が困難となった場合は、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (d) 施設管理担当者との協議により、保全業務について応急的な支援を行う。
- (e) 当該支援にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

### 第2節 業務関係図書

#### 1.2.1 業務計画書

- (a) 業務責任者は、適切な業務の実施に先立ち、実施体制（非常時の対応を含む）、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合はこの限りでない。
- (b) 業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

#### 1.2.2 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者、業務担当者、安全管理の内容等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

#### 1.2.3 貸与資料

貸与資料は、特記による。

なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

#### 1.2.4 業務の記録

- (a) 施設管理担当者と協議した結果について、記録を整備する。
- (b) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。
- (c) 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
- (d) (a)から(c)までの記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。

### 第3節 業務現場管理

#### 1.3.1 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

#### 1.3.2 業務責任者

- (a) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (b) 業務責任者は、業務担当者に業務目的、作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (c) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。  
なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

#### 1.3.3 業務条件

- (a) 業務を行う日及び時間は、特記による。
- (b) やむを得ない事情により契約図書に定められた業務を行う日及び時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

#### 1.3.4 電気工作物の保安業務

- (a) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による事業用（自家用）電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、特記による。
- (b) (a)の実施に当たり、受注者等は同法令に従い、電気工作物の保安体制を確立する。
- (c) (a)に係る業務を実施する場合には、発注者が定める事業用（自家用）電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に従うものとし、電気主任技術者の監督下において、保安の確保に努める。

#### 1.3.5 環境衛生管理体制

- (a) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物

衛生法」という。)による建築物環境衛生管理技術者の適用は、特記による。

- (b) 建築物環境衛生管理技術者は、関係法令に従い環境衛生の維持管理に関する監督を行い、衛生的環境の確保に努める。
- (c) 別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

#### 1.3.6 業務の安全衛生管理

- (a) 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。
- (b) 業務の実施に際し、石綿又はPCBの使用を確認した場合は、施設管理担当者に報告する。

#### 1.3.7 火気の取扱い

作業に当たり、原則として火気は使用しない。ただし、やむを得ず火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けるものとし、その取扱いに十分注意する。

#### 1.3.8 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

### 第4節 業務の実施

#### 1.4.1 業務担当者

- (a) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (b) 関係法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

#### 1.4.2 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を受けるものとする。

#### 1.4.3 服装等

- (a) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。ただし、警備については、第6編「警備」による。
- (b) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

#### 1.4.4 別契約の業務等

- (a) 業務に密接に関連する別契約の業務の有無は、特記による。

(b) 業務責任者は、施設管理担当者の監督下において、別契約の業務の業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。

#### 1.4.5 行事等への立会い

業務実施施設において開催される、防災訓練等の行事等への立会いの可否は、特記による。

#### 1.4.6 施設管理担当者の立会い

作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

#### 1.4.7 業務の報告等

業務の報告は、業務責任者が作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、あらかじめ施設管理担当者と協議して定めた日に施設管理担当者に提出することにより行う。

(a) 点検、定期点検、臨時点検又は日常点検においては、あらかじめ施設管理担当者と打合せの上、定められた様式により報告する。

(b) 施設管理担当者が施設等の維持管理又は建物の維持保全計画若しくは長期修繕計画の作成又は見直しを行う場合に助言を求めた際、受注者の立場から適切な技術的助言を行う。

(c) 施設等に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から施設管理担当者の求めに応じて報告書の作成助言等、必要な協力を行う。

#### 1.4.8 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく特定調達品目の適用は、特記による。

### 第5節 業務に伴う廃棄物の処理等

#### 1.5.1 廃棄物の処理等

(a) 業務の実施（修繕や部品交換など）に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担により行う。ただし、新たな支給材料との交換に伴い不要となったもの、第2編4.5.6「汚水槽・雑排水槽の清掃」（c）の汚泥等、第4編2.3.1「ごみ運搬処理」で発生するごみ、吸殻等の廃棄物は除く。

(b) 発生材の保管場所及び集積場所は、特記による。

#### 1.5.2 産業廃棄物等

(a) 産業廃棄物等の処理は、関係法令に従い適切に行うものとする。

なお、上記1.5.1(a)のただし書きの廃棄物のうち産業廃棄物となるものについては、施設管理担当者の求めに応じて、発注者が行うマニフェストの交付又はマニフェストの電

子情報の登録等、必要な協力を行う。

- (b) 特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれが多いため、その取扱いや処理方法等を定めた関係法令を遵守して、適切に対応する。

## 第6節 業務の検査

### 1.6.1 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を用意し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 契約図書
- (2) 業務計画書、作業計画書、業務報告書
- (3) 出勤・退勤確認簿（施設警備業務の場合）
- (4) 業務仕様に係る改善提案書

## 第2章 施設等の利用・作業用仮設物等

### 第1節 建物内施設等の利用

#### 2.1.1 居室等の利用

- (a) 供用室（常駐業務室、控室、倉庫等）及び共用物（什器、ロッカー等）の供用については、特記による。
- (b) 供用室及び共用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。

#### 2.1.2 共用施設の利用

- (a) 建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。
- (b) 建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

#### 2.1.3 駐車場の利用

施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

### 第2節 作業用仮設物及び持込み資機材等

#### 2.2.1 作業用足場等

- (a) 点検に使用する脚立等は受注者の負担による。ただし、高所作業に必要な足場等（作業床高さ2m以上）は、特記による。
- (b) 足場等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）」（令和元年国土交通省告示第496号）、その他関係法令等に適合する材料及び構造のものとする。

#### 2.2.2 持込み資機材

非常駐の業務にあつては、受注者の持込み資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であつて、施設管理担当者の承諾を受けた場合には残置することができる。

なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

#### 2.2.3 危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

## 第2編 定期点検等及び保守

### 第1章 一般事項

#### 第1節 一般事項

##### 1.1.1 適用

本編は、第1編と併せ、建築物等の定期点検、臨時点検、保守等に関する業務に適用する。

##### 1.1.2 点検の範囲

- (a) 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、特記による。
- (b) 特記した対象部分について本編各章に示す点検を実施し、その結果を報告する。また、特記した対象部分以外について異常を発見した場合には、その旨を施設管理担当者に報告する。
- (c) 特記した対象部分に、本編各章の作業項目又は作業内容の対象となる部分がない場合は、当該作業項目又は作業内容に係る点検を実施することを要さない。
- (d) 本編各章の点検周期が2種類ある場合の適用は、特記による。適用は本編各章の作業項目及び作業内容を示す各表単位で行う。  
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。  
点検周期は次より選択されているものとし、受注者はそれを踏まえて点検を適切に行うものとする。
  - (1) 周期Ⅰ：標準的な点検周期
  - (2) 周期Ⅱ：対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合に適用する頻度を軽減した点検周期
- (e) 点検周期が1年を超える場合の点検の実施は、特記による。

##### 1.1.3 保守の範囲

定期点検、臨時点検又は12条点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
  - ① 潤滑油、グリス、充填油等
  - ② ランプ類、ヒューズ類
  - ③ パッキン、ガスケット、Oリング類
  - ④ 精製水

- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗装（タッチペイント）
- (8) その他特記で定めた事項

#### 1.1.4 点検及び保守等の実施

- (a) 本編各章に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を講ずる。
- (b) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- (c) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (d) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

#### 1.1.5 周期の表記

点検、確認等の周期の表記は、次による。

- (1) 「1D」は、1日ごとに行うものとする。
- (2) 「1W」は、1週ごとに行うものとする。
- (3) 「2W」は、2週ごとに行うものとする。
- (4) 「1M」は、1月ごとに行うものとする。
- (5) 「2M」は、2月ごとに行うものとする。
- (6) 「3M」は、3月ごとに行うものとする。
- (7) 「4M」は、4月ごとに行うものとする。
- (8) 「6M」は、6月ごとに行うものとする。
- (9) 「1Y」は、1年ごとに行うものとする。
- (10) 「3Y」は、3年ごとに行うものとする。
- (11) 「5Y」は、5年ごとに行うものとする。
- (12) 「6Y」は、6年ごとに行うものとする。
- (13) 「10Y」は、10年ごとに行うものとする。

#### 1.1.6 支給材料

保守に用いる次の消耗品、附属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

- (1) ランプ類
- (2) ヒューズ類
- (3) 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

#### 1.1.7 応急措置等

- (a) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (b) 落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (c) 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

#### 1.1.8 点検の省略

- (a) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、法定点検や特記がある場合はこの限りでない。
  - (1) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
  - (2) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
  - (3) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
  - (4) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
  - (5) 足場のない給気又は排気のための塔
  - (6) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの
- (b) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

#### 1.1.9 点検及び保守に伴う注意事項

- (a) 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (b) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (c) 点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ2 m以上）は、特記による。

### 第2節 法定点検等

#### 1.2.1 関係法令（建築基準法及び官公法を除く。）に基づく法定点検の実施

- (a) 関係法令に基づく法定点検は、本編各章の定めにより適切に実施する。また、本編各章の定めがない場合は、特記による。

### 1.2.2 12条点検の実施

- (a) 12条点検の実施は、特記による。
- (b) 12条点検の点検項目は、特記による。特記がなければ、点検項目Aに示す点検項目とする。  
点検項目A：別表 点検等及び確認整理表の「官公法12条点検」欄に点検周期の記載がある調査項目又は検査項目  
点検項目B：別表 点検等及び確認整理表の「建基法12条報告検査等」欄に点検周期の記載がある調査項目又は検査項目
- (c) 12条点検を実施する場合は、必要な資格を有する者が、建築基準法又は官公法に規定する点検方法、調査方法又は検査方法等により実施する。
- (d) 上記(c)において第2編表2.2.1から表8.4.2及び第5編表4.2.1の備考欄に[12条点検]と記載のある点検項目に係る点検は、本共通仕様書の作業内容に換えて、12条点検により履行する。
- (e) 12条点検を実施する場合は、12条点検の結果に応じ、1.1.3「保守の範囲」に定めるところにより保守を実施する。
- (f) 12条点検を実施する場合の点検記録書式は、施設管理担当者が定める様式とする。

### 1.2.3 支障がない状態の確認の実施

- (a) 点検は、点検項目Aを周期Iで実施することで、官公法第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年国土交通省告示第551号）の実施のために定められた「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」第6に定める支障がない状態の確認を兼ねるものとする。
- (b) 支障がない状態の確認の記録は、施設管理担当者が定める様式により報告する。

## 第6章 防災設備

### 第1節 一般事項

#### 6.1.1 適用

本章は、建築物等の防災設備の点検・保守に関する業務に適用する。

#### 6.1.2 消防法の点検と建築基準法の点検等

- (a) 排煙設備において、特記がある場合は、消防法の点検と建築基準法の点検を併せて実施する。
- (b) 自動火災報知設備の点検にあたり、防火戸、防火シャッター、煙感知器連動型防火ダンパー等の点検範囲と重複する場合は、当該設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。
- (c) 配線（消防法に該当するものに限る。）及び誘導灯、非常用の照明装置の点検にあたり、当該配線等が電気事業法の事業用（自家用）電気工作物に該当する場合、電気主任技術者と調整の上、実施すること。

### 第2節 消防用設備等

#### 6.2.1 適用

本節は、消防法、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じ実施する保守に適用する。

なお、非常電源（自家発電設備）は、第3章第4節「自家発電設備」の当該事項により、非常電源（自家発電設備）の始動用蓄電池設備は第3章第5節「直流電源設備」の当該事項による。

#### 6.2.2 点検・保守

- (a) 点検の基準、期間及び結果報告書の作成は、表6.2.2によるほか、消防用設備等の点検の基準及び点検結果報告書等について定める消防庁告示を遵守し適切に実施する。
- (b) 点検は、表6.2.2に定める資格を有する者が行うものとする。
- (c) 点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該消防用設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。

なお、自動火災報知設備については、点検に先立って、他の設備（消火設備、放送設備、防排煙設備等）との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元するものとする。

- (d) 点検の実施にあたっては、施設管理担当者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るものとする。
- (e) 年2回の機器点検のうち1回と年1回の総合点検は、同時に行うものとする。

(f) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備及び排煙設備の総合点検を行う場合の電源の種別（常用電源、非常電源（自家発電設備）の別）は特記による。

なお、非常電源で行う場合は、第3章 第4節「表3.4.1自家発電装置10. 運転性能 d. 実負荷運転」及び第3章 第3節「表3.3.15非常予備電源（自家発電設備）との切替試験」と併せて行う必要がある。

表6.2.2 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類			点検資格		点検周期	
			消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第6類	第1種	6 M	1 Y
		屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備	第1類			
		泡消火設備	第2類			
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	第3類			
		動力消防ポンプ設備	第1類、第2類			
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	第4類	第2種	6 M	1 Y
		漏電火災警報器	第7類			
		消防機関へ通報する火災報知設備	第4類			
		非常警報設備	第4類、第7類			
	避難設備	避難器具（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他）	第5類	第2種	6 M	1 Y
		誘導灯、誘導標識	第4類、第7類（注）			
	消防用水			第1類、第2類	第1種	6 M
消火活動上必要な施設	排煙設備	第4類、第7類	第2種	6 M	1 Y	
	連結送水管	第1類、第2類	第1種			
	連結散水設備	第1類、第2類	第1種			
	非常コンセント設備、無線通信補助設備	第4類、第7類	第2種			
非常電源・配線等	非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発電設備、燃料電池設備	非常電源、配線又は総合操作盤が附置される各消防用設備等の点検資格を有する者		6 M	1 Y	
	配線					
	総合操作盤			6 M		

注) 第4類（甲種・乙種）又は第7類（乙種）のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

### 第3節 建築基準法関係防災設備

#### 6.3.1 点検・保守

本項は、建築基準法関係防災設備の点検及び保守に適用する。

なお、非常用エレベーターは、第7章第2節「エレベーター」の当該事項による。

#### 6.3.2 非常用照明装置

非常用照明装置の作業項目及び作業内容は、表6.3.2による。

表6.3.2 非常用照明装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検	① 照明器具の破損、変形及び腐食の有無の点検	6 M	
	② 照明器具の取付け状態及び使用ランプの適否の確認	6 M	[12条点検]
	③ 充電表示灯（充電モニタ）が点灯（緑色）していることの確認	6 M	[12条点検]
	④ 自主評定マーク（JIL適合マーク）又は防災性能評定マーク（BCJマーク）の有無の点検	6 M	
	⑤ 配管、配線等の防火区画の貫通措置の状況の確認（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	6 M	[12条点検]
	⑥ 非常照明の照明の妨げとなる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
2. 機能点検	① 光源の汚れ、劣化等の有無の点検	6 M	
	② 点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から予備電源に切替えた場合、光源が正常に点灯することの確認	6 M	[12条点検]
	③ 蓄電池設備と自家発電設備併用の場合、切替え時間が適切であるかの確認	6 M	[12条点検]
	④ 電池内蔵形照明器具は定格時間以上（30分又は60分）継続して有効に点灯することの確認（48時間以上充電後）	6 M	[12条点検]
	⑤ 電源別置形照明器具は、予備電源に切替えて30分以上点灯することの確認	6 M	[12条点検]
3. 照度測定	① 避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定。	1 Y	・常温下で床面において、水平面照度で1lx(LED及び蛍光灯を用いる場合にあっては、2lx)以上であること。
	② 測定位置は、避難行動に重要な箇所（例えば、階段では避難階段及び主階段の踊り場、廊下では重要な廊下のうち屋外への出口に近い場所、居室の出口に近い場所等）で、人の動線となる箇所	1 Y	・測定箇所数は特記による。
4. 予備電源 (内蔵型を除く)	① 蓄電池室、直流電源装置（充電器）室、自家発電機室の防火区画等の貫通状況の確認	1 Y	[12条点検]
	② 直流電源装置のキュービクル、自家発電装置の取付けの状態の確認	1 Y	[12条点検]
	③ 蓄電池設備の点検は、①、②による他、第3章第5節「直流電源設備」の当該事項による。	6 M, 1 Y	
	④ 自家発電設備の点検は、①、②による他、第3章第4節「自家発電設備」の当該事項による。	6 M, 1 Y	

(注) 4. 予備電源（内蔵型を除く）の③及び④は、建基法及び官公法の以外の法令に基づき実施した点検等の記録により確認してもよい。

### 6.3.3 防火設備

(a) 防火戸・防火シャッターの作業項目及び作業内容は、表 6.3.3(A)による。

(b) 耐火クロススクリーンの作業項目及び作業内容は、表 6.3.3(B)による。

(c) ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備の作業項目及び作業内容は、表 6.3.3(C)による。

表6.3.3(A) 防火戸・防火シャッター

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 建具			
イ. 防火戸	① 防火戸の周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
	② 防火戸が堅固に取付けられていることの確認	6 M	[12条点検]
	③ 建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無の確認	6 M	[12条点検]
	④ 順位調整器等の金物類の変形、さび、腐食の有無及び取り付け状態の良否の確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていないことをの確認	6 M	[12条点検]
ロ. 防火シャッター	① 防火シャッターの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
	② 閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された表示、方向指示等がはっきり分かることの確認	6 M	
	③ 開閉機構部の油漏れ、モーターの過熱及び異常音の有無の点検	6 M	
	④ ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否の確認	6 M	
	⑤ 軸受部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉器の取付け状況の確認（日常的に開閉するものに限る。）	6 M	[12条点検]
	⑥ スプロケットの設置の状況の確認（日常的に開閉するものに限る。）	6 M	[12条点検]
	⑦ 軸受部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況の点検（日常的に開閉するものに限る。）	6 M	[12条点検]
	⑧ ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況の点検（常時閉鎖式に限る。）	6 M	[12条点検]
	⑨ カーテン部のスラット及び座板の劣化の状況の確認	6 M	[12条点検]
	⑩ カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況の点検	6 M	[12条点検]
	⑪ ケースの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
	⑫ まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置 （手動閉鎖装置を含む）			
イ. 防火戸	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズ（72℃）であること並びにヒューズ	6 M	[12条点検]

	ズ本体及び取付け部の状態が正常であることの確認		
ロ. 防火シャッター	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズ（一般換気系は72℃、厨房排気系は120℃、排煙ダクト系は280℃）であること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
	③ 手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検。	6 M	[12条点検]
ハ. 防火シャッターの危害防止装置	① 連動中継器の配線の劣化、損傷、脱落の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 危害防止装置用予備電源の変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 座板感知部の変形、損傷、著しい腐食の有無の点検	6 M	[12条点検]
シ. 連動制御器			
イ. 連動制御器	① 変形、損傷、腐食等の有無の確認	6 M	
	② 電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することの確認	6 M	
	③ 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	④ 接地線が接地端子に接続されていることの確認	6 M	[12条点検]
ロ. ランプ・スイッチ・ヒューズ類	① 各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	② スイッチ類の開閉機能及び開閉位置が正常であること及び破損の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることの確認	6 M	
ハ. 連動機構用予備電源	変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の有無の点検	6 M	[12条点検]
ニ. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）	① 変形、損傷、脱落、腐食等の有無の確認	6 M	
	② 設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることの確認	6 M	
	③ 熱感知器の感知部に機能障害となる塗装等がなされていないことの確認	6 M	
	④ 煙感知器にあつては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無の確認	6 M	
2. 機能点検			
ア. 常時閉鎖の防火戸等	各階の主要な常時閉鎖の防火戸等の閉鎖状態の確認	6 M	[12条点検]
イ. 自動閉鎖装置			
イ. 防火戸	① 温度ヒューズの取り外し又は連動制御器の起動信号により防火戸が正常に作動することの確認 なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
	② 連動制御器に作動表示がされることの確認	6 M	

	③ 連動操作器による復旧操作をしない状態で防火戸を閉鎖前の状態にしたとき、自動的に再開鎖することの確認	6 M	[12条点検]
	④ 防火戸を閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認	6 M	
ロ. 防火シャッター	① シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターの閉鎖及び正常作動の確認	6 M	
	② 連動制御器の起動信号により、シャッターの正常作動の確認	6 M	[12条点検]
	③ ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることを確認	6 M	
	④ 連動制御器に作動表示がされることを確認	6 M	
	⑤ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することの確認	6 M	
ハ. 危害防止装置	防火シャッターにあつては、次の状態を確認しその良否の点検		
	・試験スイッチ操作等による危害防止装置用予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	・座板感知部の作動による防火シャッターの停止の確認	6 M	[12条点検]
	・座板感知部の作動を解除により、防火シャッターが再降下すること	6 M	[12条点検]
	・注意喚起装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が正常であること	6 M	[12条点検]
シ. 連動制御器			
イ. 連動制御器	① 連動作動試験は、感知器の加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することの確認	6 M	[12条点検]
	② 遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することの確認	6 M	
	③ 附属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の附属装置等に移報するものは、移報信号がでることの確認	6 M	
ロ. 連動機構用予備電源	① 試験スイッチ等の操作による予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	② 常用電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認	6 M	[12条点検]
ハ. 感知器	① 補償式又は定温式スポット型感知器は、加熱試験を行い、作動が確実であることを確認（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合を除く）	6 M	[12条点検]
	② イオン化式又は光電式煙感知器は、加煙試験を行い、作動が確実であることを確認（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合を除く）	6 M	[12条点検]

3. 総合点検			
a. 防火戸	防火戸の閉鎖時間と防火戸の質量により算出した運動エネルギーが10ジュール以下であること及びプッシュプルゲージ等により測定した閉鎖力が150ニュートン以下であることの確認	1 Y	[12条点検]
b. 防火シャッター	① 防火シャッターの閉鎖時間の測定と防火シャッターの質量により算出した運動エネルギーが10ジュール以下であること	1 Y	[12条点検]
	② 座板感知部の作動により防火シャッターを降下停止させ、座板感知部が作動してからの停止距離が5cm以下であること	1 Y	[12条点検]
c. 感知器	煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認（自動試験機能を有する場合を除く）	1 Y	
d. 総合的な作動	連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火戸又は防火シャッターについて、予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動することの確認	1 Y	[12条点検]

表6.3.3(B) 耐火クロススクリーン

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 耐火クロススクリーン	① 耐火クロススクリーンの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの点検	6 M	[12条点検]
	② ローラチェーンの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
	③ カーテン部の耐火クロス及び座板の劣化並びに損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
	④ カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況の点検	6 M	[12条点検]
	⑤ ケースの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
	⑥ まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置 (手動閉鎖装置を含む)			
1. 耐火クロススクリーン	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
2. 危害防止装置	表6.3.3 (A) 1.b. 「ハ. 防火シャッターの危害防止装置」の当該事項による。	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器	表6.3.3 (A) 1. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	[12条点検]
d. 感知器(煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱)	表6.3.3 (A) 1. 「d. 感知器(煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱)	6 M	

感知器)			
2. 機能点検			
a. 自動閉鎖装置			
1. 耐火クロススクリーン	① 耐火クロススクリーン閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりスクリーンの閉鎖、正常作動の確認	6 M	
	② 連動制御器の起動信号により、スクリーンの正常作動の確認	6 M	[12条点検]
	③ ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることの確認	6 M	
	④ 連動制御器に作動表示がされることの確認	6 M	
	⑤ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することの確認	6 M	
Ⓜ. 危害防止装置	① 試験スイッチ操作等による危害防止装置用予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	② 座板感知部の作動による耐火クロススクリーンの停止の確認	6 M	[12条点検]
	③ 注意喚起装置(標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等)が設けられている場合、装置が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
b. 連動制御器	表6.3.3(A) 2. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	[12条点検]
c. 感知器	表6.3.3(A) 2. 「d. 感知器」の当該事項による。	6 M	[12条点検]
3. 総合点検	表6.3.3(A)3. 「b. 防火シャッター」、「c. 感知器」及び「d. 総合的な差動」の当該事項による。ただし、「防火シャッター」を「耐火クロススクリーン」に読み替える。	1 Y	

表6.3.3(C) ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. ドレンチャー等	① 設置場所の周囲の作動の障害となる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
	② 散水ヘッドの塗装、異物の付着等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 開閉弁の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	④ 排水設備の排水が正常に行われることの確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 水源の貯水タンクの劣化及び損傷、水質、浮遊物、沈殿物の有無並びに規定の水量があることの確認	6 M	[12条点検]
	⑥ 給水装置の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
b. 加圧送水装置	① ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況の点検	6 M	[12条点検]
	② 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	③ 接地線が接地端子に接続されていることの確認	6 M	[12条点検]
	④ ポンプ及び電動機の回転における潤滑油、装置・配管の接続部及び基礎との取り付け部に異	6 M	[12条点検]

	常がないかの確認		
	⑤ 加圧送水装置用予備電源の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	⑥ 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の附属装置の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
c. 作動装置	① 自動作動装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 手動作動装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
d. 制御器	表6.3.3(A) 1. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	
e. 感知器	表6.3.3(A) 1. 「d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	6 M	
2. 機能点検			
a. ドレンチャー	制御器の起動信号により、ドレンチャー等の正常作動の確認	6 M	[12条点検]
b. 加圧送水装置	① 常用電源の遮断により、加圧送水装置用予備電源に切り替わることの確認	6 M	[12条点検]
	② 試験スイッチ等の操作により、加圧送水装置用予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	③ 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の附属装置の作動の状況の確認	6 M	[12条点検]
c. 制御器	表6.3.3(A) 2. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	
d. 感知器	表6.3.3(A) 2. 「d. 感知器」の当該事項による。	6 M	
3. 総合点検	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認（自動試験機能を有する場合を除く）	1 Y	
	② 連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上のドレンチャー等について、予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であり、ドレンチャー等が正常に作動することの確認	1 Y	[12条点検]

#### 6.3.4 防火ダンパー

(a) 本項は、空調・換気ダクトに設置する温度ヒューズ連動型防火ダンパー（FD）及び煙感知器連動型防火ダンパー（SD）等に適用する。

(b) 防火ダンパーの作業項目及び作業内容は、表6.3.4による。

表6.3.4 防火ダンパー（FD・SD）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. ダンパー本体	① 変形、さび、腐食、傷及び損耗の有無の確認	6 M	[12条点検]
	② 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無の確認	6 M	[12条点検]
	③ ダンパーのがたつき及び変形の有無並びにダクト接続部のすきま等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	④ 吊金具等による躯体との固定に緩み等のないことの確認	6 M	[12条点検]

	⑤ 検査口から羽根が確実に閉鎖することの確認	6 M	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置	① 自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無の点検	6 M	
	② 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取り付け部の状態が正常であることの確認 表6.3.3(A) 1. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器 (FDを除く)		6 M	
d. 感知器 (FDを除く)	表6.3.3(A) 1. 「d. 感知器 (煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器)」の当該事項による。	6 M	
2. 機能点検			
a. 自動閉鎖装置	① FDは、次による。 ・手動によりダンパーが円滑に作動することの確認 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることに確認	6 M	[12条点検]
	② FDを除くダンパーは、次による。 ・連動制御器の起動信号によりダンパーが正常に作動することの確認 ・順送り方式のものは、順送り作動が正常であることの確認 ・連動制御器に作動表示がされることの確認 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無の点検、関係部位が元の状態に戻ることに確認	6 M	[12条点検]
b. 連動制御器 (FDを除く)	表6.3.3(A) 2. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	
c. 感知器 (FDを除く)	表6.3.3(A) 2. 「d. 感知器」の当該事項による。	6 M	
3. 総合点検 (FDを除く)	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認(自動試験機能を有する場合を除く)	1 Y	
	② ダンパーの作動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることの確認	1 Y	

### 6.3.5 排煙設備

- (a) 排煙設備【自然排煙口(排煙窓)】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(A)による。
- (b) 排煙設備【機械排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(B)による。
- (c) 排煙設備【特殊な構造の排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(C)による。
- (d) 排煙設備【加圧防排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(D)による。
- (e) 予備電源【自家発電装置】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(E)による。
- (f) 予備電源【直結エンジン】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(F)による。

表6.3.5(A) 排煙設備【自然排煙口(排煙窓)】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 排煙窓	① 建具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	

	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 召合わせ及び気密性の良否の確認	6 M	
	④ 排煙窓の周囲に作動に支障をきたす障害物が ないことの確認	6 M	
b. 防煙壁	① 仕上げ、構造等の劣化、損傷及び変形の有無の 確認	6 M	[12条点検]
	② 可動式の場合、機構の作動状況の確認	6 M	[12条点検]
c. 手動開閉装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損 等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙窓を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝 達部に著しい変形、損傷及び腐食が無いことの 確認	6 M	
	⑤ 周囲に動作に支障をきたす障害物が無いこと の確認	6 M	
2. 機能点検			
	① 手動開閉装置の操作による排煙窓の作動状況 の良否の確認	6 M	
	② 排煙窓を作動させた後、復帰が円滑に行えるこ との確認	6 M	

表6.3.5(B) 排煙設備【機械排煙設備】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 排煙口・可動 防煙壁	① 器具のがたつき、緩み等の有無による作動性の 点検	6 M	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認 し防火区画の有効性の点検	6 M	[12条点検]
	③ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
b. 手動開放装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損 等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙口を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝 達部に著しい変形、損傷及び腐食並びに煙感知 器による誤作動が無いことの確認	6 M	
	⑤ 電気式の場合は、通電表示等が点灯しているこ との確認	6 M	
	⑥ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器	表6.3.3(A) 1. 「c. 連動制御器」の当該事項によ る。	6 M	
d. 感知器	表6.3.3(A) 1. 「d. 感知器（煙感知器、熱煙複合 式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	6 M	
e. ダクト (排煙風道)	① 表4.6.1「ダクト」の当該事項による。ただし、 「2.ダンパー」及び「6.吹出口、吸込口、ガラ リ等」は除く。	6 M	
	② ダクトと可燃物、電線等との離隔距離の確認	6 M	[12条点検]
f. 防火ダンパー	表6.3.4「防火ダンパー」の当該事項による。	6 M	
g. 排煙機	① 表4.4.8「送風機」の当該事項による。ただし、 「9.運転調整」は除く。	6 M, 1 Y	

	② 排煙風道との接続部の破損及び変形の有無の点検	6 M	[12条点検]
2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙口及び可動防煙壁の作動状況の良否の確認	6 M	[12条点検]
	② 連動制御器の作動指令（煙感知器の作動等）により、排煙口及び可動防煙壁が正常に作動することの確認	6 M	[12条点検]
	③ 連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況の確認	6 M	
	④ 排煙口及び可動防煙壁を作動させた後、復帰が円滑に行えることの確認	6 M	
3. 総合点検	① 自動又は手動起動装置の操作により、排煙口及び可動防煙壁等の作動、排煙機の連動起動が適切に行われることの確認	1 Y	[12条点検]
	② 排煙機を起動させ、次について確認 ・異常音、異常振動の有無 ・電圧、電流値 ・風量 ・回転方向 ・排煙口の開放状況	1 Y	[12条点検]
	③ 予備電源により、正常に運転できることの確認	1 Y	[12条点検]
	④ 排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることの確認	1 Y	
	⑤ 中央管理室において監視制御している場合、正常に動作しているか確認	1 Y	[12条点検]

表 6.3.5(C) 排煙設備【特殊な構造の排煙設備】

作業項目	作業内容	周期	
1. 外観点検			
a. 排煙口・給気口	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
b. 手動開放装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙口を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食、煙感知器による誤作動が無いことの確認	6 M	
	⑤ 電気式の場合は、通電表示等が点灯していることの確認	6 M	
	⑥ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器	表6.3.3(A) 1. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	
d. 感知器	表6.3.3(A) 1. 「d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	6 M	
e. ダクト （給気風道）	表4.6.1「ダクト」の当該事項による。ただし、「2. ダンパー」及び「6. 吹出口、吸込口、ガラリ等」は除く。	6 M	
f. 給気送風機	① 表4.4.8「送風機」の当該事項による。ただし、「9. 運転調整」は除く。	6 M, 1 Y	
	② 給気風道との接続部の破損、変形の有無の点検	6 M	[12条点検]

2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙口又は給気口の作動状況の良否の確認	6 M	[12条点検]
	② 連動制御器（煙感知器の作動等）の作動指令により、排煙口が正常に作動することの確認	6 M	
	③ 連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況の確認	6 M	
	④ 排煙口を作動させた後、復帰が円滑に行えることの確認	6 M	
3. 総合点検	① 自動又は手動起動装置の操作により、排煙口又は給気口の作動、給気送風機の連動起動が適切に行われることの確認	1 Y	[12条点検]
	② 給気送風機を起動させ、次について確認 ・異常音、異常振動の有無 ・電圧、電流値（予備電源の場合は予備電源による） ・風量 ・回転方向	1 Y	[12条点検]
	③ 予備電源により、正常に運転できることの確認	1 Y	[12条点検]
	④ 排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることの確認	1 Y	
	⑤ 中央管理室において監視制御している場合は、正常に動作しているか確認	1 Y	[12条点検]

表 6.3.5(D) 排煙設備【加圧防排煙設備】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 機材共通	表 6.3.5 (C) 「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」による。ただし、e. 「ダクト」(給気風道)に、排煙風道を加える。	6 M	
b. 空気逃し口・ 圧力調整装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認し防火区画の有効性の点検	6 M	[12条点検]
	③ 周囲に動作等の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
	④ 空気逃し口が給気口と連動して正常に作動することの確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 圧力調整装置が扉と連動して正常に作動することの確認	6 M	[12条点検]
2. 機能点検	表 6.3.5(C) 「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」による。	6 M	
3. 総合点検	① 表 6.3.5(C) 「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」による。	1 Y	
	② 給気送風機稼働時に、給気口の開放状況の確認	1 Y	[12条点検]

表 6.3.5(E) 予備電源【自家発電装置】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 自家発電装置	① 自家用発電機室の防火区画等の貫通状況の確認	1 Y	[12条点検]

	② 自家用発電装置の取付けの状態の確認	1 Y	[12条点検]
	③ 自家発電設備の点検は、①、②による他、第3章第4節「自家発電設備」の当該事項による。	6 M, 1 Y	

(注) ③は、建基法及び官公法の以外の法令に基づき実施した点検等の記録により確認してもよい。

表 6.3.5(F) 予備電源【直結エンジン】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検・機能点検			
a. 設置の状況	① 本体の取付状況、基礎ボルトの腐食等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	② 適正な換気が行われているかの確認	6 M	[12条点検]
b. 燃料・潤滑油・冷却水	燃料、冷却水及び潤滑油が運転に必要な量だけ確保されているかの確認	6 M	[12条点検]
c. セル始動用蓄電池・電気ケーブル	① 蓄電池の電圧及び電解液量（確認できるものに限る）が適正であるかの確認	6 M	[12条点検]
	② 電気ケーブル接続部に緩み、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
d. 計器類・ランプ類	① 計器類の指示値、ランプ類の点灯状態の確認	6 M	[12条点検]
	② 計器類、スイッチ類の損傷の有無の点検	6 M	[12条点検]
e. 吸気部・排気管	変形、損傷、き裂等の有無の点検	6 M	[12条点検]
f. Vベルト	損傷、き裂の有無点検及びたわみの状態の確認	6 M	[12条点検]
g. 接地線	接地端子部の緩み、著しい腐食の有無の点検	6 M	[12条点検]
h. エンジンの始動・停止	① エンジンが正常に始動、停止することの確認	1 Y	[12条点検]
	② 排煙口と連動して始動することの確認	1 Y	[12条点検]
	③ 運転中、異常な振動、音の有無の確認	1 Y	[12条点検]

### 6.3.6 その他の避難設備等

その他の避難設備等の作業項目及び作業内容は、表 6.3.6 による。

表6.3.6 その他の避難設備等

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 避難施設等			
a. バルコニー・防護柵等	著しい錆又は腐食の有無の点検	1 Y	[12条点検]
b. 避難器具	操作性の確保について点検	1 Y	[12条点検]
2. 特別避難階段付室の外気に向かって開くことが出来る窓	① 作動状況の点検	1 Y	[12条点検]
	② 附室の窓が外気に向かって開閉することの点検	1 Y	[12条点検]
3. 階段	① 仕上げ・構造体手すり等の各部の劣化損傷の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 屋外階段の開放性の確認	1 Y	[12条点検]

4. 廊下、出入口、避難上有効なバルコニー、階段、特別避難階段の物品等の放置等	避難上障害となる廊下、出入口、避難上有効なバルコニー、階段に物品等の放置がないことの確認	1 Y	[12条点検]
5. 非常用エレベーター乗降ロビー	① 作動状況の点検	1 Y	[12条点検]
	② 乗降ロビーの外気に向かって開くことができる窓の開閉の点検	1 Y	[12条点検]
6. 非常用進入口等	維持保全状況の確認	1 Y	[12条点検]